

子ども・子育て会議（第17回）、  
子ども・子育て会議基準検討部会（第21回）合同会議  
議 事 次 第

日 時 平成26年7月31日（木）10：00～12：30

場 所 中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 処遇改善等加算、使途制限等のあり方について
- (2) 利用者負担について
- (3) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について
- (4) その他

3. 閉 会

【配布資料】

- 資料 1 処遇改善加算、使途制限等のあり方について
- 資料 2 利用者負担について
- 資料 3 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について
- 参考資料 1 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針について
- 資料 4 - 1 「子育て支援員（仮称）」について
- 資料 4 - 2 「子育て支援員（仮称）」の創設について（案）
- 資料 5 子どもの預かりサービスに関する調査結果等について
- 資料 6 子ども・子育て関連3法に係る政令・府省令等の公布について
- 参考資料 2 各委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので、「第17回子ども・子育て会議、第21回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。

委員の出欠について御報告申し上げます。

秋田委員、稲見委員、内田委員、佐藤博樹委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、鈴木委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、代理といたしまして、高知県理事・東京事務所長の杉本様、家庭的保育全国連絡協議会の水嶋様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様にそれぞれ代理で御出席をいただいております。

以上、本日、33名中26名の委員に御出席をいただいております。定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

また、引き続きで恐縮でございますが、このたび、事務局に人事異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

まず、内閣府でございますが、7月11日付で大臣官房審議官、岩淵の後任で中島でございます。

○中島大臣官房審議官 中島でございます。

よろしく願いいたします。

○長田参事官 文部科学省を7月25日付で初等中等局幼児教育課長、蝦名の後任で淵上でございます。

○淵上幼児教育課長 淵上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○長田参事官 厚生労働省を7月11日付で大臣官房審議官、鈴木の後任で木下でございます。

○木下大臣官房審議官 木下でございます。

よろしく願いいたします。

○長田参事官 既に前回、出席をしております。紹介が遅れましたが、5月30日付で雇用均等・児童家庭局総務課長定塚の後任で古川でございます。

○古川総務課長 古川でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○長田参事官 7月11日付、雇用均等・児童家庭局保育課長、橋本の後任で朝川でございます。

○朝川保育課長 朝川です。

よろしく願いいたします。

○長田参事官　また、本日、出席はさせていただいておりませんが、同じく文部科学省局長の前川の後任で小松が、大臣官房審議官、義本の後任で伯井が、そして厚生労働省局長の石井の後任で安藤がそれぞれ着任をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○無藤会長　ありがとうございました。

資料につきましてですが、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしてございます。

漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

○古渡委員　全国認定こども園協会でございますけれども、議事に入る前に、今回の読売新聞のほうで、認定こども園返上ということが新聞に載りました。その点について、協会として若干説明させていただければと思ひまして、今、手を挙げた次第でございます。

○無藤会長　では、今日の予定を話して、すぐ振ります。

○古渡委員　よろしくお願いいたします。

○無藤会長　では本日の予定を先にお知らせしたいと思ひます。

まず、公定価格の主な論点と示され、さらに検討することになってございましたが「処遇改善等加算、使途制限等のあり方」及び「利用者負担」につきまして、事務局からの御説明を受けて、その後、御議論、全体で90分程度お願いしたいと存じます。

続きまして「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定」につきまして、事務局からの説明を受け、御質問及び意見交換を全体で35分程度お願いしたいと思ひます。

最後に「その他」ですけれども、事務局から何点か御報告があるということでもありますので、事務局からの報告・説明を受け、御質問など全体で20分程度ということでお受けしたいと存じます。

では、古渡委員、どうぞ。

お願いします。

○古渡委員　全国認定こども園協会副代表の古渡です。おはようございます。

貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

実は、7月23日に読売新聞から、こども園認定返上の動きということで、1面トップにこのニュースが載りました。当協会としましては、全国認定こども園協会の意見並びに要望書について、若干述べさせていただきたいと思っております。

なお、本日は、大変議題も詰まっておりますので、当協会からの要望書につきましては、皆さんのほうに配付しておりますので、ぜひ中を見ていただきたいと思いますと思っております。

なぜ、今回、そのような新聞記事になったかということについての経過並びに意見についてお話ししたいと思います。

当協会では、公定価格仮単価公表以来、全国各地より認定こども園の疑問や制度についてに対する不安が寄せられました。

協会としましては、問題解決の糸口を探るために、協会独自のアンケート調査を行いました。

その結果、正確に数字を申しますと、最初、210ちょっとという回答数だったのですけれども、実はちょっとダブりがあったものですから、修正させていただきました。

結果としましては、認定こども園181園から回答があり、その中で、幼保連携型が44園、幼稚園型が11園の返上を検討しているという御返信がありました。

もちろん中身に関しましては、今後、国と我々とともに精査しなくてはいけない観点だと思っておりますけれども、実際のところ、181回答数から55園と約30%超の返上を考えているという状況が報告されました。

実際、現在、全国には1,359の認定こども園等がありますけれども、今回のニーズ、今行っていましたニーズ調査等は同じような形式でやりますと、多分、300近くから400近い全国の認定こども園が返上もしくは検討という意見になるのかなと考えております。

そういう観点におきまして、やはり、この新制度を本当に円滑に、また全ての子どもの最善の利益という観点からも、この新制度の全ての子ども、家庭のニーズを牽引できる唯一の認定こども園に対する対応が余りにもちょっとずさんではないかという御意見がかなり上がっております。

そういう意味では、今回、消費税増により、消費税から7,000億円という税金を国民からいただきながら、この新制度が動くと思うのですけれども、その中で、現在、認定こども園といいますのは、各都道府県の認定によって、今の幼稚園の基準、保育所の基準を上回った基準の中で認定こども園が設定されています。

幼保連携型はもちろんそうでございますけれども、現行の水準よりかなり高い状態で認定されているという施設にもかかわらず、もちろん国の公定価格に関しては、かなり精査してもらっていると思うのですけれども、県単独の問題とか、市町村単独の問題が、かなり今回に影響しているのではないかと考えております。

この新制度は、逆に言えば、日本の少子化、人口減少を初めとして、それに歯止めをかけられるラストチャンスと考えております。

そういう意味では、今回、各アンケートから見えてきている今の疑問とか不審というものを、ぜひ早急に国の責任においてぜひ解決していただきたいと考えております。

また、我々自身もそうですけれども、この新制度に対する牽引役として、現在まで進めていると考えております。そういう意味では、新制度を円滑に都道府県、市町村で運用するためにも、今回、要望書を提出させてもらっておりますけれども、ぜひこの4項目に関して、ぜひ御検討いただければと思います。

また、まもなく新制度がスタートするということを踏まえまして、ぜひ地方六団体等の皆様にも、ぜひ国のほうから通知等をお願いできれば幸いと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。ちょっと今のことについて十分議論する時間はな

いのですけれども、では渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 今、古渡委員のほうから、認定こども園の返上の動きについて、認定こども園の立場から御意見がありました。

私も、この読売新聞の朝刊を見て、びっくりいたしました。

委員の皆さん方も私と同じような気持ちで見た方も大勢いると思います。認定こども園を拡充するというこの新法の制度の基本的な考え方があり、それに基づいて、私どもが現行の幼稚園制度、保育園制度、さらに現行の幼保連携型の制度、これらを認定こども園とともに新たな時代の流れに合わせて社会の中で支えていこうという基本的な立場で議論してきているわけです。

確かに、まだ決定はされていないのですけれども、この前出された公定価格の中で、大規模の施設であれば、いろいろと新制度の加算の算定漏れや、ある意味では期待も含めた中での過大見積りもされていることがあるのかとは感じます。

しかしながら、実際に、どうであれ、公定価格の仮単価を設定して、そしてそれに基づいてそれぞれの現場の皆さん方がきちんと自分たちなりに試算した結果を鑑み、これではやっていけないということで、おそらく返上という動きになったと思います。基本的には、全ての子どもを支える施設環境として、公定価格も含めてこれまでよりもよくなるのだという前提の中で、私たちは議論を詰めてきているわけであります。そういう意味からも、誤解なきようにきちんと事務方のほうからも、例えば、具体的な内容を把握した中で、責任を持って試算し、御理解いただくなどの配慮があってもいいのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、せっかくの機会ですから、説明に入る前に、これは大事な財源のことです。申し上げておきたいと思うのですが、今、政府は、概算要求の段階に入っております。

これまでも何回も皆さんとともに0.7兆円は確保されているけれども、あとどう考えても、0.3兆円は不足すると申し上げてきました。これに対して政府は、0.7兆円については責任を持ち、0.3兆円も新たな来年度予算の予算枠の中で、何とか努力していくという前向きな姿勢を出して、我々をある程度納得させてきた経過もあるわけです。

特に新制度においては、我々市町村が責任をもって地域のニーズに合ったサービスの提供を持って行わなければなりません。法律上、我々市町村はより重い責任を課せられているわけであります。

そのようなことから、利用者支援など、さまざまな事業も実施していかなければならない立場にあるわけであります。制度をつくれれば、実施主体として住民の窓口となる私ども市町村がしっかり責任を負うべきこととなりますので、これまで申し上げてきましたけれども、財源なき制度は問題ではないのかということをお聞きしたいと思います。

また、政府が来年消費税の10%を引き上げることを前提ということになっておりますけれども、この判断については、年末になると聞いております。市町村の現場では、既に来

年度から新制度実施に向けての最大限の努力、準備を行っているわけであり、年末ぎりぎりではなく、できるだけ早く来年度の事業見込みを情報として出していただければありがたいと思います。

まだこれは報道の段階ですから、どうなのかということもありますが、新たな新制度との関係もありますので、若干この場を借りて意見を申し上げます。今、幼児教育の無償化が段階的に行われるという報道がされております。

また、来年度から360万円未満の家庭の5歳児を対象に、幼児教育を無償化するという報道となっております。

国として実施するのか、それとも市町村が関与するのか、決定したわけではありませんので、政府としては何とも言えないところがあるわけですが、この実施方法がなかなか不可解であります。

また、公立幼稚園や公立保育所でも、無償を行うこととなるのか、この点の問題もあると思われ、また費用はどうなるのか。また国民、住民に対して幼児教育を国家として保障する趣旨を考えていけば、その財源は基本的に国費で対応するものと考えております。これらの情報の提供と地方との丁寧な協議をよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

もうここまで来ますと、やはり子ども・子育て会議の議論の過程が財源も含めてきちんと反映されていかなければ、今までの議論は何なのだったということで、論外となりますので、そのことを、実施主体となります市町村の立場から、強く要望を申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 幾つか、論点、どれも大事なところでありがとうございました。

余り議論できないので、ではお2人だけで御勘弁いただいていいですか。

では、榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 済みません。手短かに。

今、読売新聞と言われたので、報道について、ここで御説明することはもちろん必要ないのですけれども、新制度の理念にかかわる部分で、現場で混乱が起きているのであれば、それはこの新制度について議論を進めてきた私たちの議論の仕方にもどこか落ち度があったのではないかという意味で、会議も関わっていると思っております。

こども園というこの新制度の理念を真っ先に担って、地域のために開かれた拠点になろうという人たちがはしごを外されたというようなことにお感じになっているとしたら、どこでそういったような誤解または齟齬が生じているのかということ政府の責任できちんと把握した上で、都道府県または市町村と協力をして是正していく、その不利益が新制度に消費税を導入してよりよい制度にしていくはずなのに、不利益が生じるような園が発生するということはないと進めさせていただきたいと思っております。

全国認定こども園協会さん以外のところからも、同じような困ったという声を私も耳に

しておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、北條委員。

○北條委員 時間がないところありがとうございます。

ただいま3人の方から御意見がありまして、おおむね同様の意見ではございますが、ただ、私は7,000億円というものが量に4,000億、質が3,000億ということですから、実は財源としてまさに不足だという、そのとおりでありますけれども、対象となる子どもが700万人ほどいるわけですから、その1人当たり直しますと、大した財源ではないわけで、それほど立派なことができるわけではないと思っております。

その結果として、仮単価というものが公表されたわけでありまして。

4月23日、それから5月26日、6月30日、直近3回の会議のことで確認をさせていただきたいのですが、5月26日に仮単価表はこの会として了承という取りまとめになったと私は思っております。

利用者負担のイメージにつきましては、私は強く反対いたしましたので、無藤先生が最後に継続して協議するとお引き取りいただいたと理解をいたしております。

それで、仮単価表、私も了承したものと大変責任を感じておりますし、不明であったと思っております。

ただ、この仮単価は不十分であるのは、何も認定こども園だけではなくて、幼稚園、実は保育所についても、この単価でやって、地方の超過負担がなければ、現在よりも後退してしまうというのは明らかであります。

そういう内容だということ踏まえて、もし、今の議論の中で、この仮単価を見直すということがあるということであるならば、7,000億円は既にその仮単価の中に見込んでいますから、どういう形でこういう仮単価を見直すのかということをお示しいただきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

申し上げているように、議論まではできませんけれども、何か事務局からコメントありますか。

○長田参事官 ささまざまな御指摘をいただきました。

まず、認定こども園の問題につきましては、大変御心配等をおかけしておりますことをまずはおわび申し上げたいと思っております。

認定こども園制度につきましては、今回の制度設計の中で、幼稚園、保育所を含めて、どういった選択をするかということ地域や事業者の判断に委ねつつも、認定こども園の設置あるいは移行を希望する園におかれては、そこに移行しやすいあるいは設置しやすい環境整備をする。そういったことを通じて認定こども園も普及をしていこうということでございますので、その基本的な国の姿勢については、変わるものではないということ

まず申し上げさせていただきたいと思います。

その上で、いろいろお聞きをしている内容、まだ我々も十分に分析ができているわけではございませんけれども、幾つか事例を通して見させていただきますと、公定価格での試算と現行収入の比較が適正に行われていないというようなケースがかなり見受けられるというような印象もございますので、いずれにしましても、そのあたり、幾つか事例を把握調査、分析をさせていただいて、どういったことで試算をポイントとしてチェックしていただくということが適当かということもお示しをし、またそれをしっかりと自治体の皆様とも共有をして、理解の上、極力不安というものも解消していくというような対応をしてまいりたいと思っております。

また、しっかりとした説明という意味では、認定こども園の関係者また自治体の関係者に向けての説明会の開催ということにつきましても、早急に対応を検討したいと考えております。

それから、その関連で、特に言及がございましたが、全国認定こども園協会からいただいた要望書の中で、幾つかの自治体において、認定こども園に対し、地域子育て支援拠点事業は実施できないというような対応があるという懸念が示されておりますが、認定こども園はもともと子育て支援機能は必須ではございますが、その上でしっかりとした体制を組んでいただいて、地域子育て支援拠点事業を引き続き継続して委託を受けていただくということは、何ら問題はないことではございますので、その点、入念的に申し上げさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、この認定こども園の返上というようなことになった場合に、やはり利用者にとっての混乱というものが大きいということになるかと思っておりますので、そういったことがないようにできる限りの対応をよく関係者の皆様方ともコミュニケーションをとらせていただきながら、対応していきたいと思っております。

それから、財源の問題につきましてもでございますけれども、去る7月25日に来年度の概算要求にかかわりますいわゆるシーリングが閣議了解をされております。

その中では、27年度の消費税の引き上げ判断も踏まえた上で、その引き上げによるものも含めて、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討することとされたところでございます。

そういったことを踏まえまして、新制度に関わります予算要求につきましても、夏の概算要求時点では、具体的な額を計上できないということではございますが、私どもとしましては、消費税引き上げによる財源以外のものも含めた形での事項要求というようなことで対応を考えさせていただいているということではございまして、そこも含めて実現に向けた努力をしていくという姿勢については、変わるものではございません。

それから、幼児教育無償化の関係でございますが、これもたしか7月23日ぐらいだったかと思っておりますけれども、政府・与党の会議のほうで、27年度の概算要求に向けての方針が確認されたところでございます。



その中で、具体的な案の言及などもございましたけれども、少なくとも夏の概算要求時点では、具体的な額というものを明確にするというところまでは至っておりません。

いずれにしましても、この無償化の実現と言うのは、財源確保とセットで実施していくというようなことでの方針が確認をされておりますので、こちらにつきましても、夏の時点では事項要求というような形になろうかと思えます。

いずれにしましても、どういった形で対応していくということになるかということ、だ現時点では全く不明でございますけれども、何らかの形で実施される場合には、実際の実務でも大きく影響を及ぼし得るということもあろうかと思えますので、そのあたりについても適宜対応させていただければと思っております。

それから、仮単価のほうにつきましてでございますけれども、もとより仮という名が示しておりますとおり、仮のものでございます。

それで、5月26日の会議資料でもたしか明記をしていたように記憶をしておりますけれども、最終的に27年度の本単価というものが決まるのが、この年末の予算編成過程を通じてということになります。その間、さまざまな御意見を伺いながら、必要な調整をその過程の中で対応させていただくということで、その前提のもとで仮単価を御了解いただいていると認識をしておりますので、また年末に向けて改めて必要な御相談をさせていただければと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、本題に入りたいと思えます。

「処遇改善等加算、使途制限等のあり方」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○朝川保育課長 保育課長でございます。

資料1をご覧くださいと思います。2つテーマがございます、処遇改善の加算と使途制限、この2つです。

1 ページ目をおめくりいただきまして、まず「1. 処遇改善等加算のあり方について」ですが、1つ目の丸にありますとおり、新しい制度で、2行目のところ「処遇改善等加算」を設け、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算を実施するとされております。

2つ目の丸で、それをさらに詳細を検討するというところでございます。

3つ目の丸でございますが、他の職種と比較しまして、幼稚園教諭、保育士の平均勤続年数は短い傾向にありますので「長く働くことができる」職場を構築していくことが必要である。

4つ目の丸で、以下の要素について検討することが必要ではないかということで、4つ挙げております。

1つ目は、勤続年数や経験年数に応じて加算額がアップしていく仕組み。

2つ目は「10年以上」より長い場合の加算率の対応。

3つ目は、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み。

4つ目は、キャリアアップに対応した仕組みということでございます。

それぞれ具体的に書いてございますが、2ページは、まず、個別論点の1つ目としまして、職員の勤続年数の長さに応じて、その加算率を変えろということでございますけれども、その勤続年数の通算対象の施設をどの範囲にするかという論点でございます。

1つ目の丸で現行の保育所運営費の民改費と言われているものの対象の範囲を書いておりますが、児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設、認定こども園、あとは病院等の看護師等ということになっております。

2つ目の丸で新制度において、いろいろな事業などが入ってまいりますので、そういったことから考えますと、以下の3つはまず通算の対象でしょうということです。

1つ目は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業。

2つ目は、そういう認可の事業に移行した認可外保育施設。

3つ目は、小学校等の教育施設ということでございます。

3つ目の丸で、それ以外にも、指導・監督を通じまして、地方自治体が責任を負っていると評価されるものとして、以下の3つも対象にしたらどうかということです。

1つ目は、地方単独事業による認可外保育施設。

2つ目は、放課後児童クラブとか病児・病後児保育などの市町村事業。

3つ目は、障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの。

施設を必要とするものは、1個目の丸で現行で社会福祉施設として対象になっている。

それ以外、さらに4つ目の丸ですけれども、認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されているものと、幼稚園に併設された認可外保育施設、これらも定期的な行政の指導監督の対象の施設になっておりますので、通算対象に追加する方向としてはどうかとさせていただきます。

一番下の丸で共通しておりますけれども、現行の民改費において一般的に求めているのですけれども、その勤続年数を判断する材料として前歴の証明、職歴の証明に関する資料など、そういうことを確認する仕組みを基本としてはどうかとさせていただきます。

2つ目の論点ですが、7ページ目を1回ご覧いただきまして、現行の保育所の民改費の仕組みの図でございますけれども、横軸に平均勤続年数ですが、勤続年数が長くなるほど加算率が高くなるようになっていまして、薄いグレーのところ为民改費と言われているものです。これは前からあるものです。

その上に、濃い網かけが乗っておりますが、これは昨年度、今年度と臨時特例事業ということで、加算率を上乗せして処遇改善を図っているものでございます。

これをご覧いただいて、10年以降のところはフラットになっております。戻っていただいて、3ページ目の1つ目の丸ですが、現在は10年以上がフラットに、頭打ちになっているということ、2つ目の丸で先ほども申し上げましたが、平均勤続年数が他産業と比べて、幼稚園教諭、保育士は短くなっておりますので、それを延ばしていくことが必要である。

3つ目の丸ですけれども、この新しい制度の処遇改善等の加算率についても、この平均的な勤続年数が延びることに資するよう、処遇改善分3%の財源を踏まえ、メリハリのきいたものとして設定する必要があるのではないかということです。

ただし、4つ目の丸で、現在、実施しております特例事業の加算率、これは先ほど見ていただいた濃いほうの網かけですが、それをベースとすることが考えられるわけですが、0.7兆円の範囲で質を改善するということを考えますと、処遇改善は3%だと、今年度やっておりますのが、既に2.85%分やっておりますので、実はさらに2.85%から改善する分というのは、財源がそんなにあるわけではありませので「10年以上」よりも長い対応を考えた場合、効果は限定的になるという要素がございます。

したがって、2つやり方が考えられるのではないかとということで、①②と書いてございますが、①としましては、基本的には、今年度やっている姿を前提としながら、10年以上よりも長い対応を若干はしますけれども、対応を限定的にせざるを得ない中でやっていく。

②は、一定程度メリハリをつけながら、より10年以上、長い場合の対応に重点的に財源を配分する。2つのやり方があるのではないかと考えますが、論点として提示させていただいております。

一番最後、※印にありますとおり、いずれにしても、さらなる財源が確保されたときには、加算率の上限をさらに伸ばす。加算率をアップさせる、そういった対応が必要であるということでございます。

4ページ目、3つ目の丸でございますが、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みとしまして、平均的な勤続年数を延ばしていくためには2つの要素が重要であろうということで、1つは、計画的に賃金水準の維持・向上を図っていくということ、2つ目は、職員のキャリアパスの取り組みが図られるということのこの2つが重要だと考えられます。

2つ目の丸で、今の1個目のポツにつきましては、既に今の特例事業においても、2つポツがありますが、賃金の改善等に関する計画の策定、職員への周知、届出。賃金の改善の着実な実施と実績の報告。これらを求めていますので、新しい制度における処遇改善においても、基本的には同様にしていくことが考えられるのではないかとということです。

もう一つのキャリアパスの取り組みにつきましては、4つ目の丸ですけれども、3行目のところですが、こういうキャリアパスへの対応の取り組みの有無によって、事業者さんの取り組みの有無によって、加算率に差を設けることとしてはどうかということを書いております。

2つの要素があると思っておりますが、1つは役職や職務内容に応じた賃金体系の設定ということで、職務内容に応じて勤務条件を設定し、賃金体系を定め職員に周知しているということ。

2つ目は、資質向上の計画策定ということで、計画を策定して研修を実施、さらに職員に周知、そういう取り組みをしているかいないかによって、加算率に差を設ける、そういう仕組みにしたらどうかという論点です。

さらに5ページ目、賃金以外の処遇改善の要素も、他制度である介護保険などでは見ているわけですが、例えば、健康診断の実施など、そういったものも事業者さんに求めるかどうかという論点がございます。

※印のところ、基本的には③④である程度の担保は可能ではないかとも考えております。

⑥番目につきましては、行政の話ではございますけれども、こうしたいろいろな勤続年数の確認でありますとか、もしキャリアアップ要件を設けるとしましたら、そのキャリアアップ要件を満たしているかどうかの確認とか、そういったものを行政の側でする必要がございます。それをどの行政主体がするかということでございますが、2つ目の丸の2つ目のポツにございますけれども、現行の民改費では、都道府県、政令市、中核市が行っております。

今回、新しい制度を考えたときに、いろいろな施設、事業類型がありますので、それが全て集約されるということが必要であるということ、3つ目のポツにありますとおり、人材確保について計画で責任を負っている主体は都道府県であるということ、そういうことを考えまして、給付・確認の実施主体である市町村がまず確認取りまとめをした上で、最終的には都道府県に集約して認定するという仕組みを基本としたらどうかという提案でございます。

以上が処遇改善につきまして、次に9ページ目をお開きいただいて、2つ目のテーマの用途制限のあり方についてでございます。

まず「概要」のところは、これまでの御議論の中で、既に議論していただいているものですが「会計処理」については、それぞれの法人の類型ごとに基準を適用していくということ。

「区分経理」につきましては、事業、施設の区分ごとに区分経理をするといった取り扱いでございます。

さらに、10ページ目でございますが、今回の論点としましては、用途制限の取り扱いをどうするかということについてです。

1つ目の丸にございますとおり、施設型給付と地域型保育給付につきましては、新しい制度において個人給付という性格になりますので、基本的には個人に給付するというものなので、用途制限を設けないといったことを基本にしてはどうかということでございます。

その上で、2つ目の丸で私立保育所に係る委託費につきましては、これは市町村から保育の提供を委託するという形になっておりますので、基本的に現行制度のように用途制限を設けることを基本としてはどうかということです。

さらに、3つ目でございますけれども、株式会社の取り扱いについて、括弧書きでありますとおり、その配当自体は株式会社の特性でございますので、禁止をすることはできないのでしてございませんけれども、現行の保育所の運営費につきましては、配当をした場合については、民改費は性格上対象にしないという取り扱いになってございます。

一方、新しい制度では、民改費は廃止されて、新たに新制度における処遇改善等加算ということで、今、見ていただきましたとおり、いろいろな実績を求めながら、加算をつけていくという保育士などの賃金がしっかり確保されるということを確認しながら、加算をつけていくという、そういう性格づけになりますので、そういったことを踏まえた対応とすべきではないかとしております。

最後のところは、その上で公費に係る透明性確保の観点から、指導監督のあり方もあわせて検討していくということで、次の11ページ目でございますが、私立の施設につきましての指導監督のあり方ですけれども、指導監督のあり方としては、2つのやり方があるということで、1つは行政による指導監督、2つ目は第三者による財務監査ということでございます。

2つ目の丸で、私立の保育所につきましては、委託費ということで、現行の保育所の運営費と同様の構成になっておりますので、引き続き、市町村による行政の指導・監督、これを基本としてはどうかということです。

3つ目の丸で、給付費を受領する形の施設類型につきましては、委託費とは性格が違いますので、現行の私学助成の交付を受けている幼稚園における取り扱いを踏まえまして、公認会計士、監査法人による財務諸表の監査を基本としてはどうか。

それらを受けた施設につきましては、市町村による通常の会計監査の対象からは外すといった取り扱いにしたらどうかということです。

4つ目の丸は認定こども園につきまして、現在は保育所については、行政監査、幼稚園部分については公認会計士等の監査ということで、二重のチェックが入る仕組みになっておりますが、新制度におきましては、給付として一本化されますので、基本公認会計士、監査法人による財務諸表の監査を基本にしたらどうかということです。

さらに、12ページ目、最後でございますが、助成額が少額の場合、現在の私学助成においても所轄庁の許可を受けた上で、公認会計士等の監査を受けなくてもよいとされておりますので、新制度におきましても、小規模であって、給付額が少額となるような事業・施設につきましては、必ずしも公認会計士等による監査を基本とするのではなくて、市町村による財務諸表、行政監査を基本としてはどうかという論点でございます。

資料1は以上でございます。

○林幼児教育課企画官 続きまして、資料2に基づきまして、利用者負担の関係について御説明したいと思います。

5ページまでは、従来お出ししている資料について、赤字部分について少し追加修正をしております。従前説明しているものについて、一部不明確な部分や若干見直しをしたところがあるということでございます。

したがいまして、赤字部分を中心に説明をしたいと思います。

2ページ目がいわゆる1号認定子どもの利用者負担のイメージですけれども、赤字の部分、いわゆる第2子が半額、第3子以降が無料になるという措置、幼稚園についても、幼

稚園就園奨励費補助事業で今年度から実施しております。新制度でも引き継ぐということでございます。それを明記させていただいております。

また、推定年収の前提となる世帯類型についても明記をしております。

右側の新制度でも、先ほど申し上げたように第2子、第3子の取り扱いは引き継ぐということですが、

なお書きに書いてありますようないわゆるこの額よりも低い保育料を定めている経過措置については後ほど議論させていただきたいと思っております。

次のページの2号認定子どもについても、同じように第2子、第3子の数え方の範囲が1号認定子どもと2号認定、3号認定、現行の基準同様違うわけでございますけれども、第2子半額、第3子無料というのは同じということです。

また、モデル推定年収についても影響しております。

新制度におけるところで階層区分の③についても赤字になっております。

ここは、従来、所得税非課税ということで、新制度の移行に伴いまして、2号、3号の子どもについては、現行、所得税の税額で見ているところを市町村民税の所得割課税額で判断できるようにということでお示ししておったのですが、実は、③の第3階層だけは、所得税非課税という基準が残っておりました。

これにつきましては、前回、提示した市町村との現場から実務的にここだけ所得税の課税、非課税が残るとするのは非常に実務で困難だということで御意見いただきましたので、同じようにモデル世帯を前提としました所得割課税額による判断ができるような形で具体的な所得割課税額、4万8,600円未満という形で運用したいということで提案をさせていただいております。

4 ページも基本的に同様ということでございます。

5 ページ目は1枚追加をさせていただいております。

これも最初のときに議論は整理させていただいておりますけれども、低所得者世帯等の減免の扱いということでございます。

これは現行であれば、保育所運営費についてこのような取り扱いをしておりますが、新制度は1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子ども、共通の取り扱いとして軽減できるような措置をしてはどうかということでございます。

具体的には、母子世帯、在宅障害児のいる世帯等につきまして、第2階層、市町村民税非課税世帯について、9,100円なり6,000円というような基準になっておりますけれども、これを0円にするということ。また、第3階層につきましては、基本的な基準額から1,000円控除する、低い額に設定するというような軽減措置を行うということかどうかということでございます。

5 ページ目までが今まで提示したものの追加修正ということでございます。

6 ページ目以降が、新しい資料でございます。利用者負担の運用について、幾つか決まっていないところ、詳細について提案ということでございます。

6 ページ目は「利用者負担に係る所得階層認定の運用について」でございます。

1 つ目は、利用者負担の切り替え時期ということで、これまで議論を以前させていただきましたが、決まっていなかった点についてでございます。

市町村民税の賦課決定時期が6月ということでございますので、4月の年度当初におきましては、前年度の税額、これは収入で見ますと前々年の収入をベースにした所得階層認定がされるということになります。前々年収入に基づいたものをその年度末まで続けるということは、ちょっと収入の所得状況の反映という意味では、適切ではないのではないかと、一定の切り替えをしてはどうかということです。

ただ、切り替えの具体的な事務作業と階層認定の事務作業も生じますし、直接徴収事業者施設が直接利用者負担を徴収するということを考えますと、これは御本人、保護者に通知とあわせて、事業者にも通知し、事業者あるいは施設で御本人から徴収する額の切り替えの事務作業が生ずるということでございますので、一定の時間を置く必要があるということで、切り替え時期につきましては、9月ということで運用してはどうかという提案をさせていただきます。

したがって、9月以降は新しい所得階層に基づく利用者負担額ということで、その額を翌年度の継続入所されている方については、翌年度の8月まで続けるということになるかと考えております。

2 つ目が「税額算定に係る控除の取扱いについて」ということでございます。

いわゆる年少扶養控除につきましては、平成22年度の税制改正によって廃止をさせていただきます。

現行の保育所運営費や就園奨励費補助事業におきましては、この年少扶養控除が廃止される前の税額で所得税額を算定したり、あるいは簡易な算定の見直しをしているという運用をしております。

これにつきましては、年少扶養控除が廃止された現在の税額に基づく算定ができるようにということで、市町村からも強い意見をいただいております。新制度では、再算定を行わないで、いわゆる算定をやり直すことがないような形で運用できるような基準額を設定させていただきます。

ただし、現在、入所をされている方につきましては、この方が卒園されるまでの間は、市町村の判断で現行と同様の取り扱いによる所得階層認定ができるような、こういった経過措置を設けたほうがいいのではないかと考えておまして、こちらについて、追加の提案をさせていただきます。

税額控除につきましては、調整控除を除いて反映しないという取り扱いに統一してはどうかということであわせて提案をしております。

7 ページ以降が次の論点として、私立幼稚園について、現在、最終的に新制度で定める利用者負担額よりも低い保育料水準に設定しているところがございます。

そういったところについて、引き続き低い利用者負担が設定できるような経過措置、そ

の具体的な内容の提案ということでございます。

趣旨に書いてございますように、新制度では、所得に応じて国が上限額を定め、市町村が最終的に利用者負担額を定めることになるわけですが、その定めた額に従って、利用者負担を徴収するというようになっております。

これは低価格競争、いわゆるダンピングを通じた教育・保育の質の低下を招かないという趣旨でそういった基準が設けられているということでございます。

仮に、低い利用者負担額を定める、基本的には確認制度でできないのですが、もしそういうことをした場合については、施設型給付の額について、これは教育・保育に要した費用の額を公定価格の基準として設定して給付がなされるわけですが、いわゆるコストがかかっていない、安価なコストでできていると評価をして、位置づけた給付を下げるという取り扱いになっております。

最後のページのイメージを見ていただきますと、これは具体例でございますけれども、1万9,000円という保育料と、毎月の利用者負担と設定した場合、これは国の基準と市町村の基準が同じ場合の例ですけれども、第5階層から2万5,700円、2万500円、1万6,100円、9,100円ということになります。第5階層と第4階層の方について、1万9,000円でありとした場合、これは最終的に特例を認める場合の絵になっておりますけれども、この第5階層で言いますと、2万5,700円が1万9,000円下がっております。この部分は、通常、原則のルールであります。仮にこういうことがあった場合には、この分、その施設のコストがかかっていないという評価になりまして、今、水色で塗られております施設型給付費の額を差額の6,700円分下げるという取り扱いになるというのが、新制度の施設型給付の原則的な考え方ということになります。その分、コストがかかっていないので、その分は公費の額からまず引くというのが原則の考え方ということでございます。

7ページに戻っていただきまして、一方ということで、私立幼稚園のことを考えますと、保育所と異なりまして、統一的な利用者負担額の設定というものはありません。自由な利用者負担設定ということで、地域差や施設間の差もあるということでございます。

新制度の利用者負担に移行するというところで、結果的に現在の保育料、利用者負担の水準が上がるということになりますと、新制度への円滑移行ということを考えた場合に、非常に大きな障壁になるのではないかと考えられます。

そういったことから、教育保育の質、いわゆるダンピングということによって、教育・保育の質の低下を招かないようにというそこについては、一定の担保を図る、一定の要件を課した上で、低い利用者負担で設定を認めるという経過措置を講ずることとしてはどうかということでございます。

経過措置ということでございますので、施行後5年経過時点程度で存続を含め、検討することとしてはどうかということでございます。

具体的な対象施設の範囲ですけれども、私立幼稚園であって、現在、適正に運営されている園ということとしてはどうかということ、この適正運営を確認する要件としては、



例えば、施設経営や職員処分について、都道府県等からの指導を受けていないこと、あるいは教諭等の人件費について、適正な給与水準になっていることを行政が確認することが考えられるかと思っております。

この経過措置については、来年4月の施行時点で、新制度に移る園のほか、法の施行をした後、例えば28年度以降、新制度に入る園というものも対象としてはどうかということでございます。

具体的に、新制度に移行する前のその園での保育料、利用者負担額が新制度に基づく利用者負担よりも低いところを対象としてはどうかということですが、

対象者の範囲でございますけれども、こういった対象の施設となるところの1号、いわゆる1号認定の子どもを対象としてはどうかということでございます。

ここで、従来から移行時点に入って入園されている在園児を対象とするというのは、当然そうなると思いますが、さらに新制度に移行した後、新たに入園する子どもについて、これも同様に経過措置の対象にするかどうかにつきましては、原則的な考え方をできるだけ進める必要があるという考え方と、一方で円滑移行ということを考えますと、移行して次の年の入園する子どもからいわゆる高い利用者負担額になるということになりますと、なかなか移行の支障になるのではないかと。あるいは公立施設の関係なども考える必要があると思っておりますので、どう考えるかということが論点になろうかと思っております。御意見をいただければと思います。

基本的には、1号認定子どもでございますけれども、いわゆる認定こども園のうちの幼稚園の中に新制度で言いますと2号認定子どもになるお子さんがいるわけでございます。

そういったお子さんについても、現在の幼稚園の保育料と新制度の利用者負担と比べて、現在のほうが安いということであれば、安い利用者負担の設定を認めるとしてはどうかということでございます。

経過措置の内容は、先ほども見ていただいた絵にありますとおり、施設が定める額でよいとしてはどうか。所得階層部分については、市町村の階層区分に従うということでございます。

その効果としましては、最初に御説明したように、給付額が減額しないでよいという対応になるということでございます。

説明は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、処遇改善等加算と使途制限ということ、利用者負担ということについて御説明いただいたわけでございます。

ただいまの説明について、御意見・御質問を頂戴したいと思います。

まずは一通り、ちょっと挙手をしておいていただけますか。

ありがとうございます。

では、順番に。まず岩城委員からお願いします。

○岩城委員 全国国公立幼稚園長会の岩城でございます。

処遇改善加算についてですが、御提示いただいたように、全職種に比べて、幼稚園教諭、保育士とも勤続年数が短いという現状を改善していくためにも、処遇については、現行の加算率の区分の上限である10年以上よりも長くしていけるよう取り計らっていく必要を感じております。

財源に限度があるということは理解しておりますけれども、キャリアアップに対応した仕組みを定めていき、職員が仕事にやりがいを感じながら長く勤めていけるような賃金体系をぜひ設定していただきたいと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、次は奥山委員。

○奥山委員 まず、処遇改善ですが、今、岩城委員がおっしゃったとおり、私も財源のことは問題があるので、すぐに結論はなかなか出ないのかもしれないのですが、少なくともその賃金水準の基準を提示するとか、キャリアの状況の見通しを持って従業員にお示しする等、保育士が働ける環境づくりはとても大事ではないかなと思っております。

今回の議論と直接関係ないかもしれないのですが、勤続年数の通算のあり方なのですけれども、こういった勤続年数が情報公開として使われる際に、勤務先や勤続年数等の内容が見えないということが少し心配です。

済みません。今回の議論とは別の観点かもわかりませんが。

それともう一つ、利用者負担についてですけれども、やはり、いろいろな市町村に少しお邪魔させていただきますと、幼稚園の利用者、保護者の方々がこの料金体系がどうなるのかということについて、非常に心配なさっていることをお聞きします。

例えば、横浜は公立の幼稚園が全くないですし、それから公立園が比較的多い自治体もあると思うのですね。この議論はなるべく早めに決めていただいて、そしてやはり市町村がわが町の幼稚園の扱いを公立私立ともにどんなふうにしていくのかということをお示しし、方向性というものを見せていくということが保護者の安心につながるのではないかなと感じております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員、お願いします。

○尾身委員 日本商工会議所の尾身でございます。

処遇改善加算につきましては、待機児童解消に向け、不足が指摘されている保育士の確保が大変重要な課題であると従来からこの会議でも議論されていますが、厚生労働省が実施した「保育資格を有しながら、保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」の結果を拝見しますと、「保育士としての就業を希望しない理由」として最も多いのは、「賃金が希望と合わない(47.5%)」ということでした。

また、総務省の賃金構造基本統計調査を分析いたしますと、現在、働いている保育士のうち、1年から4年の経験年数の保育士が一番多く、以降5～9年、10～14年と順次減少していく結果となっております。

ちなみに15年以降では再度上昇しますが、経験年数5年以上の保育士については、賃金問題によって離職するケースが大変多いと推測されますので、処遇改善加算におきましては、現状の加算率を維持しながらも、若年層の離職問題に対応するということをまず考えていただければと思います。

次に、キャリアアップに対応した仕組みについてですが、介護保険と同様に取り組みの有無によって加算率に差を設けることとしてはどうかとされておりますが、介護職員処遇改善加算では、介護報酬単価にサービス別加算率を乗ずる計算方式となっており、これを今般の処遇改善に置き換えた場合、具体的にどのような計算方法になるのか、御提示いただければと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員、お願いいたします。

○柏女委員 ありがとうございます。淑徳大学の柏女です。ちょっと中座をさせていただくものですから、後半の部分も含めて全体の意見を述べさせていただきたいと思います。

大きく4点述べさせていただきたいと思います。

まず、第1点目は処遇改善等加算ですけれども、これについてはおおむね事務局の案に賛同させていただきます。

また、スライド3にありますところは、今、数人の方がお話をされましたように、長く続けられる環境整備をすることもまず重視すべきではないだろうかと考えております。

もう一点、処遇改善等の加算については、障害児支援その他、子ども家庭福祉の他の分野も同様に措置をしていくことを願いたいと思っています。保育士不足は、この新制度分野だけには限らないわけでありまして、障害児支援分野においても、人材確保の困難は同様でございますので、同じような配慮をお願いしたいと思います。

2点目は、今、それに関連することですけれども、実は障害児支援のあり方検討会の報告書を7月16日に公表させていただき、そして昨日障害者部会に報告をさせていただきました。ここにいらっしゃる清原委員も障害者部会のメンバーとしてお聞きをいただきました。

この報告書では、いわゆるインクルージョンを理念として、この子ども・子育て支援の新制度において、障害児の受け入れが進んでいくことを考え、そして障害児支援固有のサービスは、それらをバックアップしていく、あるいは後方支援を専門的に行っていくのだという位置づけをさせていただきました。

もちろん、障害児支援そのものを強化していくということも大切なことなのですけれども、バックアップ機能を強化していくということも理念とさせていただきました。

ところが、障害者部会の委員の中からももちろんそれはわかるけれども、でも前方たる子ども・子育て支援新制度のほうで、本当に障害児の受け入れが進むのかといった御指摘・御懸念も昨日頂戴をいたしました。

そうしたことを考えますと、ぜひこの子ども・子育て支援新制度の中で、障害を持った子どもたちに対する配慮をさらに強めていくということが必要だということを改めて感じました。

今回の障害児支援の報告書は、障害児支援の報酬単価を今後考えていく、充実を目指していく羅針盤ということになりますけれども、障害児支援の報酬単価を充実させた結果、障害児がこの新制度から排除されていくということになってはならないと思っておりますので、こちらの公定価格の議論とそれから報酬単価の議論について、ぜひ整合性を図っていただくようお願いをしたいと思います。

3点目は、この後、事業主の行動計画策定指針のお話があるわけですが、前回、地域行動計画の策定指針の話がございました。この中に、子どもの貧困対策大綱の数値目標が、現在、検討されていると聞いておりますけれども、子どもの貧困対策大綱の数値目標もあわせて入れ込んでいただきたいと思います。

それから、子ども・子育て支援事業計画の基本方針、この中にもいわば改定という形で結構ですので、子どもの貧困対策大綱の数値目標、今後、決められるものを、基本方針を改正するという形で入れ込んでいただければと思っております。

地方自治体では、それぞれの計画を策定するということになりますと、それぞれの部署で別々にいわば縦割りで策定をしてしまう傾向がございますので、ぜひこの策定指針やあるいは基本方針の中に入れていただくことが施策のつながりを生むことにつながるのではないかと考えております。

4点目ですけれども、サービスの実施主体とそれから費用負担の不整合、これは非常に、今、複雑になりつつあります。つまり、子ども・子育て支援新制度の中での都道府県と市町村の負担の割合とそれからそれ以外のところ、障害児支援の分野、さらには社会的養護の分野とばらばらになっておりまして、それがどんどん、今、進もうとしております。

それはそれでそれぞれの分野で最適な方法を考えるということになるかと思っておりますけれども、子どもたちは一つの舞台だけでサービスを受け続けるわけではなく、障害の分野やあるいは社会的養護の分野や、あるいは子ども・子育て支援の分野、それぞれを行ったり来たりしながら生活をしているわけでありまして、ここがサービスの舞台が変わるごとに費用負担が変わったりいたしますと、それぞれ本当に不整合が生じてしまっている。

今、申し上げた障害児支援のサービスとそれから子ども・子育て支援新制度の舞台がいわば二律背反になってしまって、障害児支援のところを強化すれば、新制度から障害児から排除されてしまうというようなことが起こりがちになるようなことが幾つもの場面で想定されて、懸念を持っております。

これについては、次回、5年後の見直しがこの新制度についても行われるわけですが

ども、そのときまでに、ぜひ総合的に見直すということ。つまり、子ども・子育て支援法の世界だけの見直しではなく、これを児童福祉法やあるいは障害関係の障害者総合支援法も含めた全体の中で見直していくという作業をやっていかなければならないのではないかと考えておりますので、これは先の話になりますけれども、御検討をよろしく願いたいと思います。

以上、4点について申し上げました。

機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員、お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

使途制限等のあり方について、質問をさせていただきます。

これまで、社会福祉法人が経営する保育所につきましては、法人設立時の寄附行為による財産は、法人解散時には最終的に国庫に帰属するなど、強い規制のもとで運営されております。この運営のための委託費につきましては、市町村から保育の提供に要する費用として支払われている公費であり、使途制限を設けられることは当然と考えております。

一方、株式会社が経営する保育所については、現行制度においては株主配当を行った場合は民改費を停止する仕組みとなっていると理解しております。

今回の資料の個別論点の検討では「新制度においては、民改費は廃止され、新たに処遇改善等加算としてその性格、位置づけを変えることを踏まえた対応とすべきではないか」とありますが、こうなりますと、処遇改善費も株主配当の範疇に入るように読み取れますが、どのように理解すればよいのかお伺いをしたいと思います。

なお、株式会社が委託制度の保育所として在る場合は、社会福祉法人が運営する保育所と同様に使途制限があると考えますがその点についてもお伺いしたいと思います。

民改費と処遇改善費の解釈について、御教示を賜ればありがたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。

全国市長会、三鷹市長の清原です。

大きく3点の意見を申し上げます。

1点目は、「処遇改善等加算のあり方」についてです。

5月26日の合同会議で公定価格について仮単価による詳細な案が示されて以来、限られた時間の中ではありますが、各事業者そして各自治体とも新制度への移行検討に向けて、具体的な運営費を試算の上、移行に向けた意向調査を熱心に行っているのが現状です。

そうした中、この公定価格の中でも、質の高い教育・保育の提供に欠かせない重要な課題であります「処遇改善等加算のあり方」について、本日示されました。

1 点目に加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象など、個別論点の具体的な検討内容が示されたことは、地域の子ども・子育て支援の現場として大いに歓迎いたします。

さて、2 番目の現行の加算率の区分の上限であります「10年以上よりも長い場合の対応」では、財源上の課題が大きく立ちはだかっていることが本日の御説明からも確認されました。

3 ページの例示の1がよいのか、2がよいのかということについては、悩ましいところがあります。若い人に参入をしてほしいし、長い人には継続して勤めていただきたい。財源の制約のある中、本当に難しい問題がありますが、全体として本日示していただいた検討の方向性について支持したいと思えます。

具体的な運営につきましては、5 ページの⑥のように、行政としても都道府県と市町村が協力をしながら、制度の下支えを求められている部分があります。幼稚園の教諭や保育士を確保してキャリアアップを図って、長く働くことができる職場づくりのためにも、しっかりとした処遇改善等の制度設計とそれに向けた検討が必要であることを本日の御説明でも再確認いたしました。

大きな2 点目として、「財源確保」について申し上げたいと思えます。

処遇改善等の加算でも、財源確保が大きな課題であることが示されました。先ほど、渡邊町長も町村会の代表として、政府の平成27年度の概算要求に向けての作業が本格化しているということで、財源確保について強調されましたが、私も全国市長会推薦の委員としてちょっと重なる点もありますが、発言をさせていただきます。

まず、「子ども・子育て支援新制度の財源措置についてのさらなる確保」です。子ども・子育て支援新制度を来年4 月から施行するということが政府の方針として示されました。

それは、市町村の責務が必要に見合ったサービス量を供給するという一方で、法律上、重く課せられています。

そこで重要なのは、量の拡充だけではなく、質の向上が不可欠であるということがこの会議で確認されてきました。

新制度が施行され、市町村の責任が強くなるということにつきましては、この7 月、全国市長会の会合、また、東京都市長会の会合がありまして、多くの市長が、私が代表で子ども・子育て会議に出ていることから、財源の確保をとにかく強調するようという依頼を受けたところです。

と申しますのも、各自治体の財政に穴があってはいけません。今、各自治体では、子ども・子育て会議で、しっかりと基準条例等の準備をしています。三鷹市はおかげさまで6 月に条例が満場一致で可決されたのですが、ほとんどの自治体は9 月に向けて準備中ですが、各市の子ども・子育て会議の委員の皆様、また議会の皆様は本当に財源が大丈夫なのかと、そのことを強く言われます。

あわせて、「幼児教育の無償化」についての報道が増えてきていることから、本当に両立するのかというような切実な御心配が市長から、あるいは市長を通じて市民の皆様、事

業者の声として市長会代表である私に届いております。

新制度の給付の一環として、幼児教育の無償化を実施する場合、地方の負担も生じることとなります。中でも、公立幼稚園、公立保育所等の公立施設部分は全額地方の負担となるのではないかと、このような懸念が広がっております。国民、市民に対しまして、幼児教育を国家として保障する趣旨を考えれば、その財源は基本的に国費で対応していただけるものと、このように信頼はしているわけですが、悩ましいところです。

保育料の設定については、国の定める所得階層区分の基準と異なる取り扱いをする市町村が実態としては多くございます。

国が一律一定の世帯の保育料を0にすると決められたとしましても、「条例を見直し」したり、言うまでもなく「システムの改修」や現場の「保育料徴収の実務」がございました。

したがって、子ども・子育て支援新制度の移行と大変この幼児教育の無償化が関連して、よりよい方向に行けばいいのですが、懸念も多くなっております。

ぜひ、今後の御検討と伺いましたけれども、早めの情報提供はもちろんです、具体的に地方との丁寧な協議が不可欠でございます。

そのことを強く申し上げたいと思います。

3点目に、「利用者負担について」も、御説明をいただきましたので、意見を申し上げます。

所得階層の区分数について、幼保間で長期的にはそろえていくこと、また区分の決定に当たって、市町村民税の所得割額をもとに行うことについて、これまで意見を申し上げまして、それを反映していただけてきました。

さて、本日、その切り替え時期について、資料2の6ページで、「市民税の賦課決定時期が6月ということから、9月に切りかえる」という対応方針が示されました。市町村、施設、事業者の事務の負担や、保護者への周知に要する期間を考慮した案ではないかと、このように評価をさせていただきます。

ただし、事務局でも悩ましく御検討をされていらっしゃる「年少扶養控除に係る再算定の廃止」には、「一定の経過措置」を設けるなどの配慮が必要で、この点は自治体としても本当に一緒に悩みながら、いい方向性を考えていければと思っています。

また、資料2の7ページで、「私立幼稚園に係る定額の利用者負担額に関する経過措置」、5年で見直しのイメージが示されました。

現行の保育料額が新制度に基づく利用者負担額の最高階層の額よりも低額と見込まれる私立幼稚園の保育料を引き続き使用可能として、給付費を下げない特例については、適正な運営が確保されることを前提に支持したいと思います。

ただし、以前にも発言をさせていただいたのですが、「教育標準時間の国基準額」は、現行の利用者負担の水準を基本としまして、「現行の就園奨励費による保育料設定」を考慮したということなのですけれども、現在、国の就園奨励費のほかに、都道府県や区市町村によっては、保護者の補助が実施されております。その部分について対応しませんが、

新制度に移行する園と引き続き私学助成を受ける園では、利用者負担に差が出るのが想定されます。都道府県でも検討していただいていると承知しておりますけれども、その対応方針を早めに示していただかないと、今度は市町村が教育標準時間の保育料の決定ができない状況にあります。

つまり、経過措置の適用の判断ができないことになることを問題提起したいと思います。

最後に、冒頭、ちょっと時間を見て発言しませんでしたでしたが、この間のこども園の認定返上の動きや、幼稚園の新制度への移行についての動きが様子見の状態であることなど、現場の市長の1人として心配をしていたところです。

来年4月のタイミングでしか移行できない個人立の幼稚園におかれても、東京都内において、移行についてかなり慎重であるという状況があります。

現在、三鷹市では、事業者の皆様とともにできるだけ実態を反映した「正しい試算」ができるように協力をさせていただいています。

この「正しい試算」というところが非常に重要なところではないかと思います、地域区分ではカバーできない部分、「上乗せ徴収のあり方」、「加えて利用者負担、自治体加算のあり方」も絡みまして、自治体や事業者とも厳しい判断を迫られていることが冒頭のお話し合いでも示されたと思います。

ただ、事業者向け、自治体向けのFAQが随時更新されていることに感謝しますし、施設、事業者向けのハンドブックも出されています。私たちとしては、こうしたものを抛りどころとしながら、自治体として重要な情報が抜け落ちないようにしたいと思っています。

したがって、国におかれましても、都道府県と連携して、今後とも正確で早めの情報提供をお願いしたいと思います。

以上、特に「財源確保」については、概算要求のタイミングでございます。事務局の陣容が新たになったということもありますが、これまでを継続してより一層元気いっぱい交渉していただけますようお願いして発言を終えます。

ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、駒崎委員、お願いいたします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

今の2つの議事には特に意見はありません。事務局案に賛成です。

ただ、今日結構盛りだくさんで3と4で4の特に子育て支援員とかにかなり意見がありますので、ぜひこの調子だと何か終わらない匂いがプンプンしていますので、ぜひ仕切りをよろしくお願いいたします・

○無藤会長 はい。申しわけありません。

では、次は坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 それでは、よろしくお願いいたします。

日本保育協会の坂崎です。



まず、3ページです。

今回は、意見が1つ、要望が1つ、質疑が1つです。

まず、意見としては、3ページの②と書かれているところです。

下のほうに①②と示されているわけでありませう。

本来、2.85%というところが、0.7兆円の範囲の中で、0.15%足されまして、3%という形で、今回、示されました。その結果、①②ということでございます。

当分の間は①を進めていただくということが妥当だと思います。理由につきましては、現行を最低維持している。逆に言うと、②の場合においては、現状維持できない施設が出てくるということだけであります。

ただし、当分の間という言葉の使い方は、さらなる財源の確保ということも含めてですが、やはり②のようにある程度長い勤務について対応できるような配分をしていく仕組みというものを私はずっと要望し続けておりますので、これらのことは、保育士の賃金体制のみばかりではなくて、保育士の確保にもつながると思いますので、このことにつきましては、強くよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、4ページの③④です。キャリアパスとキャリアアップにつきましては、これらにかかわる重要性につきましては、その都度述べてきたつもりでおります。もとより書かれていることにつきましては、当然のことと考えております。

ただし、これらのことにつきましては、ここ数年、保育所といひますか、保育界でも大変話題になっておりますけれども、進んでいない状況です。このままでありますと、②は行われますが、③④については全く行われぬという同様の懸念がされますので、これらについては、今回、子育て支援員や子どもの預かりサービスでも行われる専門委員会が立ち上がっているように、同時にやはり専門委員会等による審議をし、いろいろな形のもの示していかないと、このいわゆる本当の意味での②を超えた形での引き継ぐための仕組みというものが一切できていかぬのではないかと。このことが私たちの保育界の一番の今までの保育士の確保とか、人材不足を生んでいる要因だと私は思ひますので、ここの審議会等をぜひ立ち上げていただければと思ひます。そのことが要望です。

質疑であります。使途制限、11ページです。

11ページに指導監督等のあり方につきまして、2つ目の丸の※印、「社会福祉法人のあり方に関する検討が進められており、この検討の結論も踏まえることが必要。」

3つ目の丸、外部監査の等の実施に必要なコストの取り扱いについては、公定価格により対応という※印が2つ書かれているわけですが、このことについて、後ほど少し説明をいただければと思ひます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、坂本委員、お願ひします。

○坂本委員 全国保育サービス協会の坂本でございます。

ぜひ、処遇等の加算につきましては、キャリアアップに対応した仕組みということでお  
願いしたいと思っております。

中でも、2ページ目、現に証明書の交付を受けている認可外保育施設で勤めている保育  
士等につきましても、通算対象に追加していただきたいということをおねてより申し上げ  
ておりました。引き続きお願いします。

1点、質問です。居宅訪問型保育者あるいは訪問型の保育事業者のキャリアアップの仕  
組・経験年数の考え方についてどのように今後なっていくのかということがもし決まっ  
ていけば、本日でなくても結構ですので、また御教示いただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

処遇改善等加算については、資料案として示された整理の仕方におおむね賛同する。資  
料3ページにある「現行の加算率の区分の上限である「10年以上」より長い場合の対応」  
の考え方として①と②が示されたが、新制度への移行の機会であるからこそ、②の「一  
定程度のメリハリをつけ、10年以上よりも長い場合の対応に重点的に財源を配分する」と  
いう考え方を支持する。

次に、「使途制限等のあり方について」に関連して、資料11ページの指導監督のあり方  
については、子ども・子育て支援新制度は市町村が実施主体であり、それぞれの事業、施  
設に対して、市町村の規模にかかわらず指導監督が求められることとなる。それを都道府  
県が支えることが必要であり、具体的な支援をご検討いただきたい。

利用者負担において、資料6ページの税額算定に係る控除の取り扱いについて、市町村  
の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取り扱  
いをする書かれている。この考え方と関連して、自治体向けFAQに、保育の必要性の認  
定に関する事項に、保育短時間認定とする経過措置が設けられるとある。この経過措  
置も、0歳児で考えるとその期間は5年以上となり、保護者の選択肢は増えるが、一  
方で不平等な取り扱いともなるので、こういった経過措置は限定的にすることを求め  
たい。

○無藤会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私からは、3点意見がございます。

1点目ですが、処遇改善等加算の使途制限等のあり方についての資料1の2ページで  
ございます。加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象についてということでは、  
この2ページに示されております事務局案に賛成でございます。

以前も発言をいたしました。例えば、公立施設や大規模事業所の場合は、保育士資格

を有する職員が保育所と放課後児童クラブ等を人事異動で行き来するケースもありますので、有資格者が制度の谷間で不利とならないように、こういった通算対象の範囲は設定すべきだと考えます。

2点目ですが、処遇改善等の加算についてですけれども、3ページに①②と示されましたが、私どもとしましては、処遇改善に資するということがまず重要でして、その重要性を押さえ、総原資は保障しながら、透明性を確保しながらも、どう再構成、再配分するかについては、各施設の判断に委ねてもよいのではないかと考えます。

3点目です。10ページ。使途制限等のあり方については、今、地方、都市部ともに人材確保が困難で、保育士だけでも有資格者の約半分の49万人程度が潜在有資格者となっている現状がありますので、希望を持って資格を取得した保育士が、その処遇や業務の困難性から離職をしないような対応が必要だと考えます。

そのため、施設型の保育給付については、株式会社の配当を行う。その場合等については、その使途を制限することが必要ではないかと思えます。

対人サービスを基本とする福祉領域においては、人件費が7割から8割を占めるということが一般的ですし、人件費が確保されなければ、現在でも顕著になっている保育、福祉分野における人材不足に拍車をかける懸念があります。株式会社の配当ということについては、人件費に何らかの影響を与えることになるのではないかという懸念があります。

基本的には、施設は子どもの最善の利益のために運営されるべきものだと考えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員、お願いします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

処遇改善については、加算職員の対象拡大については、大変ありがたいことだと思っております。

一つだけ問題提起をしておきます。過去に、私、これを指摘したと思いますが、換算率の問題がございます。幼稚園教諭の換算率について、0.8ということをご過去に発言したこともございますが、そういった多職種にわたる今回対象を拡大することについては、ここで大変述べられておりますが、換算率をどう考えていくかということについて、この場では問題提起だけをさせていただきます。

2番目の10年以上の対応については、目前の対策としては、やはり①を支持したいと考えています。また、処遇改善の内容についてはなのですが、処遇改善対策については、実は大変ありがたい制度で、この運用については現場の実際のところを申し上げておきたいと思っておりますが、本来であれば、いわゆる基本給のアップということにこの財源をもっと充てて差し上げたいというのが設置者等の考え方にあるとは思っております。

また、職員が望むのはそこにあるのではないかと思うのですが、どうしても事務的煩雑さを避けるという実務的なことが頭にちらつきまして、一時金で対策をとるということが

現実的にこの制度活用の中で行われていると理解しています。

一時金ということにおいて、総所得的に処遇が改善されているわけなのですが、本来、制度の趣旨からいうと、やはり定期昇給にプラスアルファをするという意味でのボトムアップということをして初めて職員の意識改善にもつながっていくのではないかと考えますので、事務手続上、それが実現しやすいよう、煩雑にならないような対応をお考えいただけないものかと申し上げておきます。

続いて、使途制限について、会計処理について、実は基本的にももちろん、今回、出されたものについては、おおむね結構なことだと思いますが、あえてここだけはもう一度申し上げておきます。会計処理は法人区分ごとに行うということについては、認定こども園が誕生して以来、我々認定こども園としての希望でありまして、国はいろいろな文書を出されたり、あるいはいろいろな対策を講じていただきましたが、残念ながら市町村の段階でこれに応じてくれないということが延々と続きました。

そしてまた、認可保育所を例えば学校法人が設置するに当たって、条件として社会福祉法人会計の処理によるものであるということを経験してその認可条件に加えていくといったことも見られまして、その後の処理のことについても、社会福祉法人会計に保育園事業部分を書きかえなければならないという作業を実はずっと続けているという実態がまだまだ残っております。

したがって、この新制度の施行とともに、こういうことがないように、確実にこの点を法人立区分によって処理できるということをお願いしておきたいとこれをぜひ強く、念願でございます。お願いしたいと思っております。

最後に利用者負担について。

負担の切りかえ期が9月という点あるいは私立幼稚園に対する経過措置を持ちながらありますが、経費的に公定価格を下げないで配慮をしていきたいということについては、ありがたいことだと思っておりますので、そのようなことで賛成をさせていただきます。

結びに、冒頭に出されたいわゆる認定こども園返上の問題でございますが、確かに全国認定こども園協会さんからお話しされたような印象は同様に持っております。

これは先ほど三鷹市長さんからもお話がありましたが、実は、現在、地方単独のいろいろな助成が幼稚園なら幼稚園に対して行われているということもありまして、そういう単独部分がどうなるのか、あるいは認可保育所に対する単独部分がどうなるのかということのも事業者にとっては大きな問題でございます。

したがって、近々に先ほど説明会等、認定こども園のダイレクトな説明会を開いていただけるということで、お話し合いもございましたが、要は、実はかなりこれは個別の問題に近いのです。

各園の個別の問題に近くて、ソフトをどう使っていくかということが実は十分でないということになります。

私自身、はっきり言ってソフトの使用結果に自信がないと言えまして、前から申し上げ

ておりますように、個別相談の窓口、信頼できる窓口をぜひ確立いただきたい。市町村なり、都道府県に委ねるなど、国が全てを負うというのは難しいかもしれませんが、その市町村あるいは県等においても、個別の問題になって、そしてそのソフトの使い方が正しく使われているかどうかについては、担当職員も自信がないといったのが現実だと思います。

個別の問題について対応できる窓口があれば、かなり解決できるものと思いますので、ぜひお願いしておきたいなと思いますので、それをもって発言とさせていただきます。

ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、古渡委員。

○古渡委員 全国認定こども園協会副代表の古渡です。

今回は、処遇改善等加算について、非常に明確な資料を出していただきまして、本当にありがとうございます。

協会としましても、確かに10年以上の職員に対する処遇に対しては、1もしくは2という案件でございますけれども、ぜひ長い年月、しっかりと働いていただける職員の確保のためにも、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目に、キャリアアップ、キャリアパスについてなのですが、やはり、認定こども園そのもので考えますと、認定こども園は機能の強化です。

そうしますと、やはり1人1人の職員が確実に機能強化し、逆にキャリアアップしていかないと、なかなかこの職場における生きがいとか、そういうものがしっかりと生まれてこないと思っておりますので、ぜひキャリアアップに対しての仕組みもぜひ御検討いただければと思っております。

それで、これは非常に大事なテーマがもう一つありまして、今回、たしかに処遇という一番大事な観点の中で、地方という観点が多分一つ抜けているのではないかなと思っております。

今、地方では、逆に中央に人材がかなり流れてしまっています。

逆に言うと、地方の職員確保というのが非常に難しい現実になっております。

そう考えますと、6ページにも書かれていますように、公立施設と私立施設での格差がかなりまたここで明確に出ています。

実際、施設型給付という観点の中の同じ仕事をやるという観点で考えましても、ぜひこの辺はパブリックだと考えます。

そういう意味では、確かに今までの大きな流れの中では、こういう大きな格差があったかもしれませんが、同じ市町村におけるパブリックな仕事をやっていく上で格差というのはなるべく少なくしていくべきではないかと考えております。

そういう意味では、逆にもちろん国の御対応も大切だと思いますけれども、各都道府県、市町村におけるもう少し逆に言えば地域の施設のための職員確保という観点もぜひ力を入れていただきながら、逆に市町村にも、ぜひ国のほうからしっかりとバックアップを

していただかないと、多分、この辺もできないのであろうと思いますので、ぜひこの観点も踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願ひします。

○北條委員 資料1の10ページ、11ページのあたりです。

今日の資料ではございませんけれども、以前、提出された資料では、民間保育所の委託費について、これは施設型給付費と同じ構造であるという資料がありまして、誰が見たって同じ構造ではないではないかという御質問をいたしました。

その折、前橋本保育課長より法律に書いてあるのだという、大変そっけない御返事をいただいているわけでありまして、それに関してこの10ページと11ページの記載を見ますと、またまた疑問がふつふつと湧いてまいります。

10ページのところで、施設型給付に関しては、これは個人給付なのだと言っているわけですね。ところが、私立保育所に係る委託費はそうではないという書きぶりになっています。だから、個人給付についてはと云って、このページで用途制限は設けないのだけれども、委託費のほうは用途制限を設ける。これは理屈がおかしくないですか。

それから、11ページのところでありますが、ここにも同じようなことが書いてあります。

3つ目の丸ですね。給付費を受領する施設類型についてはということは、給付費は個人給付ですよ。施設型給付費を受領する場合は、委託費と性格が異なると書いてあるのですね。

だから、給付費のほうについては、公認会計士等の外部監査で、委託費については市町村による監査ではなくて、指導だということになっている。これは今までの御説明と理屈が全く通っていないと思ひますので、一体どういうことなのか。

また、これは前政権のもとでこの議論が始まったわけでありましてけれども、それ以来、一貫して巨額の公費を投入するのだから、第三者による監査はやるのだという方向で検討するということを公式の場で何度も繰り返し表明していただいていたのですが、これを読みますと、そうはなっていない。これはおかしいと思ひます。

それから、資料2に関してでございますが、こちらのほうは公定価格と関連が深いので、意見書を提出しております。

全日本私立幼稚園連合会の意見書をお目通しいただきたいと思ひます。

それに先立って、6月30日の会議において、要望した2点がござひます。

公費7,000億円がどのように1号子ども、2号子ども、3号子ども、また仮称4号子どもに配分されるのか、それぞれの総額と子ども1人当たりの金額を資料として出していただきたいとお願ひしてあるわけです。

それから、施設型給付費について、幼稚園、認定こども園、保育所について、1人当たりの金額、これは個人給付であるわけですので、基本的には平等なのだろうと思ひますけ

れども、1人当たりの金額を示していただきたいと前回お願いしたわけですが、いつこれは示していただけるのかをお答えいただきたいと思います。

それでは、意見書でありますけれども、まず今日の利用者負担額との絡みでありますので、公定価格、前回、蛭名課長とかなり激しいやりとりをしまして、無藤先生がとりなしていただいたわけでありますけれども、あれは6月30日のことであります。

その後、7月になって、地方自治体向けのFAQが出されたわけでありますけれども、あの際の議論と違うことが相変わらずFAQの中に書かれている。

要するに、公定価格というのは、私立向けだとしか読めない内容が示されているわけがあります。

これについては、子ども・子育て支援法第27条に明確にそれこそ法律にしっかり書いてあるわけでありまして、幼稚園も認定こども園も保育所も、公定価格は一つしかないということになっているはずでありますので、ぜひともこれは国の認識を、本日、明確に示していただきたいと思います。

それから、地方裁量型認定こども園の件でありますけれども、ここに何で今回は国費を出すのだということですが、これも橋本前課長より法律に書いてあるというそういうお答えでありましたけれども、しかし、これは出さないということですと来ていたものが変わるのですから、それは何で変わったかということの説明するのは、国民に対する義務だと思います。

そして、私は出してはいけないと言っているわけではありませぬので、出すのであれば、その地方裁量型の認定こども園がいかなる認定こども園としての認可基準を満たしていることを求めているのかと、これを明確に示していただきたいと思います。

次に、減価償却とそれからチーム保育加算について、これは認定こども園及び幼稚園の公定価格がどうも十分ではない。もしかすると保育所も十分ではないのかもしれませんが、私、保育所の事情がよくわかりませぬので、幼稚園及び認定こども園について、十分ではない。それを年末に向かって十分なものにしていくためには、減価償却の加算額をより充実することと、チーム保育加算、こちらは保育所も同様のことをお考えいただいていたと思いますけれども、これぐらいしか打つ手はないのではないかと考えております。

それから、地域区分について、これはいろいろな委員からおかしいという御意見であります。やむを得ないのだとは思いますが、やはり直ちにというわけにはいかないでしょうが、将来的には見直していただきたいと思います。

次の小規模保育事業につきましては、お読みとりいただければおわかりいただけると思います。

利用者負担額の保護者への提示、説明についてであります。

これは、実は末端市町村において、幼稚園関係者または幼稚園に在園している保護者、入園を希望する保護者の間に大変な不安と混乱を既に引き起こしております。

私の地元で言えば、この利用者負担額は一体いつ示してくれるのかと伺ったわけですが、

9月定例会に条例は出すけれども、それは公立幼稚園の保育料だけの改定であって、私立幼稚園の保育料については、年末にならないと出せない。年末に決められるかどうかはわからないということでもあります。

これでは、私立幼稚園に対して、これは秋に募集なのですから、施設型給付に移行するなど言っているのと同じであります。

ぜひとも一刻も早く改善をしていただきたいと思います。

それから、先ほど御説明がありました教育標準認定を受けた子どもの利用者負担額の経過措置。これはああいうことであろうと思いますけれども、最後のところに1号認定子どもに対する市町村格差をなくす観点、これをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

4ページの1つ目の丸、利用者負担の水準の上限、これについては、前回6月30日に申しましたけれども、極めておかしいところがありますので、我が団体としては、これを了承はいたしておりませんので、念のため再度申し上げたいと思います。

公平という観点から、おかしい点があると考えておりますので、以下の点を改善してくださいということです。

公立施設についても、これは公定価格も同じなのですが、私立施設と同一の上限水準を適用すべき。これは当たり前のことだと思ひます。

その次の公定価格と利用者負担、公費負担の割合の公平性の観点から、1号、特にその第1階層から第3階層の負担が過重になっている。中でも誰が見てもわかりますのは、市町村民税非課税世帯の1号認定子どもの利用者負担は9,100円でありますけれども、同様の階層の2号認定子どもの利用者負担は6,000円と、こんなばかなことはあり得ないわけで、誰が見てもこれはおかしいわけでございます。

また、2号認定、3号認定については、保育短時間と標準時間との差がほとんどない。それは公定価格が相当の差があるわけですから、これは幾ら何でもおかしいと思ひます。

保育短時間の負担が標準時間と同じであるならば、これは必要最小限度の時間の保育だと言われていたって、これは8時間目いっぱい預けろと言っているのと同じであります。さらに言えば、3号の利用者負担は、2号と比べて、ほとんど差がないというのは、これもまた大変奇妙なことで、普通の国民には到底理解できないところであります。

公定価格がほとんど同じなのかということでもあります。

そんなことはないはずであります。

最後に、認定こども園の従来から図示されたものがいろいろあるわけでございますが、財政支援の観点等からの図示になっておりまして、子どもの立場からの取り扱いになっていない。具体的に申しますと、認定こども園において、子どもに対して教育時間が確保されていないというような図示になってしまうわけですので、ここに示させていただいたような考え方ならば、誰もが理解できるものだと考えますので、このような考え方でよろしいか御確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。



○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下でございます。

まず、処遇改善等の加算のあり方についてでございますけれども、大勢の先生方が御意見をおっしゃってくださいましたように、私もできる限りのものを対象にしてほしいと考えています。

そのためには、2ページに示されました4つの案には賛成です。

ただ、最後のところに記されておりますように、前歴等における確認の仕組み、これをぜひ忘れないでしていただきたいと思えます。

3ページ目、加算率の区分の上限である10年以上についてですが、専門性を持ったプロとしての資質や経験を考えますと、やはり10年以上の職員に対しても、加算すべきであると考えます。

その意味で、ページ3、②の案に賛成でございます。

4ページ、キャリアアップに対応した仕組みについて、職員の資質向上のための計画作成は、質の向上のためにも本当に大事なものでありますので、研修の実施はぜひ確保してほしいと思えます。

11ページ、監査のことでございますけれども、先ほど、北條先生からもありましたように、大きなお金がそれぞれの施設に入っております。

そういう意味でも、外部監査をすべきであると考えます。

次に、利用者負担でございますけれども、私は毎回、利用者負担の公私格差をなくしてほしいということを訴えてきておりましたけれども、聞きますところ、ある市では、この公私格差をなくして、利用者負担を公私格差なしで同一の基準とする方向性で進めているということを聞きました。全国の市町村におきましても、このような取り組みをぜひ進めていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員、お願いします。

○山口委員 日本子ども育成協議会の山口でございます。

私のほうからは3点ございます。

1点目は、ちょっと順序が逆になりますが、先ほど溜川委員からもありましたが、法人の会計に関しまして、ぜひ法人ごとの会計基準を適用していただく。これはいまだに基礎自治体によっては、企業に対しても社会福祉法人会計で処理するような指導をされているところもあります。これをお願いしたいということが1点でございます。

2点目が、4ページからの処遇の改善、キャリアアップに対応した仕組み、賃金改善以外の処遇改善についてでございますが、ぜひこれをもう少し具体的にどのような基準にするのかというのをお示しいただきたいと思えます。

ただ、こういったそれぞれ事業者が策定するのはいいのですが、例えば、極端な話ですが、ほとんど職員が非常勤職員だった場合だとか、派遣であった場合だとか、そういった場合は、なかなかこれを細かく策定していくのは難しいのではないかと思うのですが、そこも含めて、ぜひ制度をおつくりいただきたいなと思います。

その上で、8ページにお示しになりました参考3ですね。介護職員処遇改善加算制度、ぜひこのような制度も、ぜひこのような制度にしていきたいと思っております。

ただ、制度は策定するが、実行はしないということが法人でなされないように、しっかりとそれを担保するためにも、例えば、制度はつくっていますが、実際にはそれを職員に適用していないよというところがあれば、ここにあります労働に関する法律に違反し、罰金刑以上に処される場合などもあります。そこまで甘いのではなくて、労働協約等、労働法に違反している場合は支給しない。

改善したときに初めて支給するというぐらいのものをつくっていただきたい。そうでないと、本当にその職員までそういった改善が行き渡らないと思っております。

3番目になりますが、これは10ページですね。使途制限について、キャリアアップの対応等、先ほどの職員の処遇改善が担保されるのであれば、株式会社に対する配当制限というものをなくすというのは、これは当たり前のございまして、このキャリアアップ等、職員の処遇の改善が担保されるのであれば、配当は当然問題ない。もともと配当の制限的要件が処遇改善にあったわけですから、ここが担保されるのであれば、当然、配当はしてもいいと考えるべきであります。

ただ、先ほど、橘原委員のほうから、それでも株式会社の質の改善は心配だというようなことをおっしゃったわけなのですが、そこまでおっしゃるのだったら、あえて申し上げますが、例えば、先ほど橘原委員がおっしゃったように、社会福祉法人の例えば解散時の残余資産ですね。これは国庫返納という形式的には決まっているわけですが、私はよくいろいろなところから聞くと、例えば、退職金等に充てるために、全部売っ払って換金してしまったというようなことがあると聞いております。

その場合、今まで国庫に返上して解散した社会福祉法人とか、そういった返上したケースがあるのでしょうかとあえて聞きたいのですが、ここは止めておきます。

それから、実際に昨今、社会福祉法人の余剰金であるとか、非課税の問題を含め、あり方が大変問題になっておると思います。

株式会社の配当があった場合に、職員の処遇がしっかりとされないという懸念があるというのであれば、これは社会福祉法人も同じであります。数年前になりますが、仙台のある事業者が自分たちの身内や自分の給与にするために、3,000万の余剰資金をつくれというように施設長に要求したというような事件がありました。

当然、改善勧告はされたわけなのですが、そういったようなことが社会福祉法人でもあるわけです。

どうして、株式会社だけが性悪説に立って、社会福祉法人がいまだに性善説に立って、

こういったダブルスタンダードでこういった物事を決めていこうという考えはあるのでしょうか。多分、ほとんどの方、事務局ではそういう考えはお持ちではないと思いますが、この委員の中に、一部そういったことをおっしゃった方がいらっしゃったのが大変残念であります。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 まず、子ども・子育て支援新制度については、開始まで1年を切っている状況ということなので、この制度が消費税があつてこそその制度であるということをしかりと国民に周知させるということ。特に、子育て世代、または今後、子育てをする世代がしかりこの制度を知っていけるように周知・広報を再度お願いしたいと思います。

ということで、中身のほうなのですが、処遇改善等加算についてです。

これは利用者側の意見ということで、ちょっと観点は違うかもしれませんが、やはり経験年数に応じて、加算していく、キャリアアップしていくということは非常に重要な制度ですので、やはり個々の仕組みをしかりつくらなければいけないなということと言えるかなと思います、

例えば、若い20代、30代の保育士というのは、イコール子育て世代でもあるということから、若年層の給与水準も引き上げていく。特に20代、30代の給与が全体として下がっている中で、非常に重要なことではないかなと思います。

その子育て世代ということで言えば、そういった保育士であっても、育休を取得したりすることも考えられます。育休を取得した期間が、例えば勤続年数にカウントされるのか、されないのかだとか、そういった細かいこともしかりと決めていかないと、やはり育休を取得する保育士も不安になるということが言えるのではないかなと思います。

そういった点を利用者側の意識として、保育士自身も1人の親であるということをしかり認識していくことが一つ大事なポイントかなと思います。

続いて、利用者負担の切り替え時期については、この案でいいかと思います。

もう一つ、利用者負担の前者のほうです。公立の幼稚園については、各市町村の判断になると思いますが、新制度という枠組みにおいては、私立幼稚園と同じということなので、これをどう考えていくかということが1つポイントではないかなと思います。

利用者としては、できれば安いほうがいいというのは決まっていますが、ただ、それを制度として考えたときに、その公平性をどう担保していくかということを利用者側も考えていかないといけない点ではないかなと思いました。

○無藤会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうからお願いします。

○長田参事官 時間の関係もございますので、不十分な点は次回以降、補足をさせていた

だくという前提で簡素なお答えとさせていただくことをまずは御容赦いただければと思います。

まず、私からでございますけれども、溜川委員からございました認定こども園に係る個別相談ということでございますが、これは私ども既に私立幼稚園の円滑移行通知を出した際に、相談窓口ということで明記をさせていただいております。

これはもちろん認定こども園も含めてということで対応させていただいております。

ただ、一方で、正しい試算を行うためには、例えば私学助成の配分がどうなっているのかとか、地方単独事業がどういう状況なのかということも含めて、あわせて初めて分析ができるという意味では、私どもだけでも十分対応できないという側面がございますので、自治体の皆さんとしっかりと内容を共有をし、協力をいただきながら、対応させていただければと思っております。

それから、北條委員からございました7,000億の配分の関係でございますけれども、例えば、施設型給付の中でも、施設全体にかかわる加算でございますとか、13事業については、その対象が特に認定区分にかかわらず利用可能なものも多数含まれてございますことなどから、なかなか1号、2号、3号ごとの給付ということを整理するのはかなり技術的に困難な面があると思っておりますので、ちょっとこの点については御容赦をいただければと思っております。

ただ、一方、各号ごとの単価ということで言えば、まさしくこの公定価格の仮単価自体がそういうものと理解をしております。

○朝川保育課長 保育課長です。

何点かございましたが、簡潔に。

まず、尾身委員からの資料1の4ページ目のキャリアアップに対応した仕組みのところ、介護保険と同様に書いてあるわけですが、具体的にキャリアパス要件はどう具体的に計算していくのかという御質問をいただきました。

8ページ目で介護の仕組みがありますけれども、こちらの新しい制度で、具体的なところはこれから詰めてまいります、イメージとして申し上げれば、この8ページ目の真ん中にありますとおり、処遇改善加算には介護保険制度の中では1～3と類型が設けられていて、キャリアパス要件を例えば満たしているか、満たしていないかで、満たしていない場合は、0.9掛けとか、0.8掛けとか、そういう感じになっていますので、おおむねこのようなイメージでございます。

なお、介護保険で適用されているのは、ほぼ1のパターンですから、減額されていないパターンが多かったと思います。

次に、橋原委員から、使途制限について何点か御質問をいただいております。

10ページ目あたりのところですが、まず、事実として確認したいのは、10ページ目の3つ目の丸の括弧書きにありますとおり、配当自身を何か今の制度が制限しているということは事実としてないということがまず前提にあります。

その上で、今の民改費については、配当していたら出しませんよ、それはなぜかと言えば、民改費というものが、公私間の給与格差を是正するためという趣旨があるからということでございます。

今回、「一方」というところで書いておりますのは、民改費はなくなって、今度は処遇改善加算になって、ちょっと性格が変わりますので、それを踏まえて、この配当を制限することができるのかどうか。それはなかなか難しい要素があるのではないかということをご提案しているつもりです。

ただ、ここについては、従来から議論があるところですので、皆さんよく議論をしていただいた上で取り扱いを決めていく必要があると思っております。

あと、株式会社が私立保育所をやる場合、これは2つ目の丸に該当しますので、これは委託の構成ですので、基本的には使途制限がかかるということになります。

次に、坂崎委員からいただいている御質問の中で、同じ資料の11ページ目の2つ目の丸に※印があるところですけども、この丸の本文のほうは、市町村の指導・監督を基本としてはどうかということを書いてあるわけですが、この※印は、今、別途厚生労働省の違う検討の組織の中で、社会福祉法人のあり方の検討が進められています。

その中で、何点かポイントになるところがあるのですが、ここに関連するところで、例えば申し上げますと、一定規模以上の社会福祉法人については、公認会計士の外部監査を義務づけたらどうかという検討課題が上がってまいりますので、そちらの整理がそうなれば、ここは修正されるという趣旨で書いてございます。

その下の3つ目の丸の1個目の※印、これは何を意味しているかという御質問だったと思いますが、これは先般お示しした公定の仮単価の中で、こういう場合は加算をするという取り扱いをお示しさせていただいているところを書いております。

あと、坂本委員から、居宅訪問型の場合について、資料の2ページ目の勤続年数の通算対象にどう扱われるのかという御質問がありました。この点については、2つ目の丸の1つ目の①、最後に地域型保育事業とあります。ここに該当する認可の訪問型の事業になれば、そこは通算対象であるという提案でございます。

最後に、北條委員からいただいております、これは使途制限の10ページ目あるいは11ページ目のところで御指摘をいただいているところでございますが、今まで仮単価の御説明している中で、1号、2号、3号、基本的に変わらないのだと、それも私立保育所も基本的な性格は一緒ですという御説明をさせていただいているところについては、これは基本的に私立保育所も委託という構成にはなっていますが、お子さん一人一人に着目してお金を払うという点ではほかの施設型給付などと同様でございますので、基本的に単価を設定するという文脈においては、同様の性格のものであるという御説明をさせていただいております。

使途制限と指導監督のところ、今回、違う扱いを示させていただいておりますのは、これは国会審議の過程で、法律上、私立保育所については委託と言う構成が維持されるこ

とになった。それを踏まえますと、市町村の委託費というお金の性格が個人に対してまず一旦お金が支払われるという個人給付のものと、お金の性質がちょっと違うものですから、その性格を踏まえると、やはり委託費である以上は、使途制限を設けるべきであるし、指導監督についても委託費を支払う元の市町村が指導監督をしたほうが良いと、そういう流れになってくるということで、提案をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○淵上幼児教育課長 文部科学省でございます。

北條委員から、意見書が出されておりますので、ちょっと時間の関係上、全てをお答えすることが難しいわけですが、大きな論点について、御説明をさせていただければと思います。

まず、一番最初の公定価格についての御意見でございます。

公定価格の基準につきましては、私立施設の実態を踏まえて設定したものではありませんけれども、国として定める唯一の基準ということでございます。

公定価格は、最終的には費用負担者である市町村が定めることとなりますけれども、この国が定める基準あるいは公私間のバランスなどを考慮して設定すべきものと考えております。

なお、この考え方は幼稚園のみならず、保育所、認定こども園についても同様ということでございます。

また、2つ目の地方裁量型認定こども園の公定価格についてでございます。

地方裁量型認定こども園につきましては、御案内のとおり、各都道府県が認定こども園法、それから告示でございますけれども、国の基準に基づいて条例で定める基準に従って、各都道府県が個別認定を行っている施設でございます。

そこで行われている教育・保育、あるいは職員配置、設備などにつきましては、各都道府県が定める条例によって、一定の質的担保を行っているという認識をしております。

これを前提に、子ども・子育て支援法では、地方裁量型も含めまして、認定こども園を施設型給付の対象としているところでございます。

また、公定価格では、基本的には他の種類の認定こども園と同一額を原則としつつ、一方でその基準等の内容に応じて、一定の減額措置といったこともあり得るものと整理をしているところでございます。

それから、最後から2つ目にございました、利用者負担の水準の上限についてという点でございます。

利用者負担につきましては、国が所得に応じた上限基準を定めまして、各市町村がその範囲内で額を設定するということになるわけですが、国の定めます上限基準につきましては、公私を問わず、同一の基準を適用するという考えでございます。

国の定めます上限基準につきましては、幼稚園については、現行の幼稚園就園奨励費補助事業、また保育所につきましては、現行の保育所費用徴収基準、それぞれの国基準に基づいて設定しているところがございますけれども、御指摘のように1号認定子どもの低所得者層の負担が2号認定子どもと比較して高くなっておりまして、利用時間、日数からすれば逆転しているという課題が指摘されております。

これは認識をしておりますので、幼保の負担平準化につきましては、これまでも段階的に取り組んでいるところがございます。財源とあわせて検討していくことが必要と考えているところでございます。

とりあえず、以上の点だけ御報告をさせていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。

まだ、説明がいろいろ不足かとは思いますが、直接事務局にやりとりをしていただくとともに、次回、補っていただくということで御了承いただければと存じます。

議題がまだ残っておりまして、(3)と(4)、時間の関係で合わせてがよろしいかと思いますが「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定」についてということと、「その他」とよろしくをお願いします。

○蒔苗職業家庭両立課長 では、私から御説明いたします。

7月11日付で職業家庭両立課長に着任しました蒔苗と申します。

よろしくをお願いします。

私からは、参考資料1と資料3を用いて御説明をさせていただきます。

まず、参考資料1でございます。

こちらは、前回のこの会議でもお配りさせていただいたものと同じでございますけれども、行動計画策定指針の項目が9個並んでございます。

前回は、このうち1～5、主に地域行動計画の部分について御説明したところがございますけれども、本日は、項目の6と7の一般事業主と8、9の特定事業主の部分についての説明でございます。

そもそも幾つかのパート、地域と一般事業主、特定に分かれてございますので、それぞれの検討部分につきましては、昨年10月の子ども・子育て会議におきまして、これから御説明する一般事業主の部分につきましては、厚生労働省の労働政策審議会で検討を行い、その後、御説明します特定事業主の部分につきましては、一般事業主の行動計画の検討を踏まえて、関係省庁と検討ということになってございます。

これを踏まえまして、前回、6月30日の子ども・子育て会議のほうにおきまして、労働政策審議会における議論に先立ちまして、あらかじめこの部分の意見、PDCAに関する指摘をいただいたと伺っておりますが、そちらを聴取させていただいて、その意見も踏まえて労働政策審議会の中で、7月17日に議論いたしました。活発な御議論をいただいた結果、本日、これから御説明いたします内容になってございます。

また、特定事業主行動計画も、その内容を踏まえまして、関係府省で検討を行ったとこ

ろでございます。

それでは、事業主部分につきまして、労働政策審議会と関係府省による検討の結果を私から説明させていただきます。

資料3をご覧くださいませでしょうか。

資料3に、横置きで次世代育成支援に係る策定指針の案とございます。左側と右側に分かれておりまして、左側が現行の指針でございます、右側が、今回、見直しを行う規定でございます。

1 ページ目につきましては、前回御議論したときに伺っておりますので、2 ページ目からになります。

2 ページ目のアンダーラインを引いている右の部分でございますが、こちらが一般事業主の行動計画の部分についてでございます。

1 ポツ目と2 ポツ目は、今回の次世代法の改正に係る内容を書いてございます。

3 ポツ目は、それを踏まえて今後の取り組みについて書いてございます。

そこに書いてありますように、一番の課題がその認定制度でございます「くるみん」、くるみんマークがなかなか周知が図れていないという部分もございまして、そういったところを含めて、法の施行状況の検証を行いまして、適時実効性のある対策をとっていくという記述にしております。

次、6 番、真ん中の部分でございますが、左のほうに6 番の行動計画の策定に関する基本的な事項、基本的な視点とございます。

1 番は、ワーク・ライフ・バランスに係る記述でございますが、その部分につきまして、今回、新たに男性の子育てについての重要性を追加するという内容でございます。

1 つはそこに書いてありますように、男性が子育てを積極的に行うことが、女性の継続就労につながるという観点もございまして、こういったところを取り組んでいこうということを書いてございます。

「また」の段落につきましては、労働時間の関係でございまして、週所定労働時間が60 時間以上の雇用者の割合が依然としてまだ8.8%、特に子育て期の男性はさらに高くなっておりまして、こうしたところに対応するために、より一層の所定外労働の削減ですとか、年休の取得促進等に取り組むという記述を加筆してございます。

次、下の3 ページでございますけれども、3 ページの部分は、(4) のところで、企業の実情を踏まえた取り組みの推進という視点という部分でございます。

こちらにつきましては、雇用形態が多様化してまいりまして、足もとに非正規雇用の方々が36.7%という現状も踏まえまして、改めてこの行動計画の取り組みの対象に非正規労働者も当然入るということを明記させていただいてございます。

次、4 ページでございますけれども、4 ページは計画期間が、今回、10年延長になりましたので、その10年延長の記述をしてございます。

6 ページのところ、左側に「(4) 計画の実施状況の点検」とございます。



こちらがまさに前回のこの子ども・子育て会議で知事会の方々から御指摘いただいた部分でございまして、いわゆるPDCA、事業主の行動計画の部分についても、PDCAをきちんとやってということで、その部分を加筆してございます。

あとの（５）はタイトルの修正でございまして、（６）に、今回、法改正の中で、新たに今あるくるみに加えまして、さらに、そのくるみん認定をとった企業のうち、既に相当程度熱心な取り組みをされている事業主についてのさらなる認定制度、特例認定を設けているという記述でございます。

７番目の部分は、行動計画の内容に関する部分でございしますが、そこで１として雇用環境の整備に関する事項として、左側に書いてありますように、（１）では、子育てを行う労働者等の両立支援とあるのですけれども、ここの部分につきまして、子育てを行う労働者だけではなくて、やはり足もとの状況を見ますと、依然として約６割の女性の方々が出産・育児を理由に退職しているという現状に鑑みまして、従来、この等の中に入っていたのですけれども、妊娠中の労働者ということも前に出して明記することによって、こうした継続就業という取り組みを強化していきたいと考えてございます。

次は、イのところで、子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進という部分でございしますが、こちら先ほど申しましたように、男性の子育てというところを強調するために、具体的には８ページの部分でございしますが、右側にアンダーラインを引いてございまして、追加的に子育てを目的として企業独自の休暇制度、例えば配偶者出産休暇ですとか、あるいは有給休暇の取得の方法として、年に５日、労使協定がある場合には、時間的単位付与制度が活用できますので、そちらの活用ですとか、あるいは「また」の段落に書いてありますように、小学校就学前のお子様がない方々につきましては、就学後の方ですとか、あるいはお孫さんのための休暇制度といったところも書き込んでございます。

８ページの真ん中のところでございまして、エとして育休を取得しやすい環境整備というところで（イ）育児休業に関する定め周知という部分がございまして、

ここを、まず、項目名を育児休業に関する規定の周知と直すとともに、ここで育児休業に関する規定を整備するというのはここで明記してございます。

この趣旨は、国会等の議論の中で、実際にその企業の中で育児休業の規定がある職場とない職場で、かなり女性の非正規労働者の育休の取得率に大きな差があるという御指摘がございまして、実際にその規定がある職場ですと、女性の非正規労働者の取得率は31.3%ございしますが、ない職場だと、3%と10倍ぐらいの開きがございまして、やはり現実問題として、実際にきちんと規定をするという重要性に鑑みまして、加筆してございます。

次は、９ページに参りまして、オとして右側に段落を追加してございしますが、権利の内容を踏まえまして、育児休業を取得しまたは子育てをする女性の労働者の方々が就業を継続し、活躍できるようにするための取り組みについて記述してございます。

主なものを幾つか書いてございまして、女性の労働者に向けた取り組みと管理職に向け

た取り組みという整理をしております。

具体的には、そこに書いてありますように、例えば「(ア) 女性労働者に向けた取組」の①で行きますと、出産、子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成の研修ですとか、あるいは企業トップ等による職場風土改革に関する研修等の取り組みなどを盛り込んでございます。

10ページの部分は、事業所内保育施設の設置及び運営のところでございますが、これは現行もあるのでございますけれども、いわゆる保育施設の設置促進を図るために事業主の選択肢の1つとして賃借設置ということも明記してございます。

ケの部分につきましては、同じ厚生労働省の省内の労働基準局のほうで、現在、多様な正社員の普及拡大のための有識者懇談会というものをやっておりますが、そちらの中での議論を踏まえまして、いわゆる限定正社員についての記述を足してございます。

まずは項目名を職務や勤務地等の限定制度の実施と書いた上で、内容につきましても、こういった限定した内容を労働者に明示するということですか、あるいは正社員との転換ができるとか、処遇の均衡ということを書いてございます。

11ページでございますが、こちらにつきましては、先ほど、2ページのところで御説明しましたけれども、要は週所定労働時間が60時間以上の労働者がまだまだ多いというところで、より一層所定外労働時間削減とか、年休の取得促進を図ると基本認識のほうで書いておりましたので、具体的な取り組みとして、この(2)のところ、ア 所定外労働時間、イ 年休の取得促進でございますが、この部分につきましては、それぞれ最後のところに目標を定めて実施することが望ましいという記述を追加してございます。

次に、12ページでございます。

12ページはいわゆる在宅勤務、テレワークの部分でございますが、こちらにつきましては、審議会の議論の中で出たのですけれども、テレワークということについては、あくまでも重要なのは、その働き方が真に両立支援に資するかどうかというところが大事であって、原案のように時間にとらわれない働き方ということだけであれば、むしろ昼に育児をして、夜に仕事をするとか、あるいは働き過ぎの部分について、若干懸念があるという指摘もございましたので、そこを削除しまして、表記のような内容にしてございます。

最後でございますけれども、13ページの若年者対策の部分でございますが、こちらにつきましても、前回の指針の策定以降、対策の充実が図られてきておりますので、雇用対策法に基づく青少年雇用計画確保指針に書いてある内容でございます。適正な募集、採用機会の確保等について、記述してございます。

以上が一般事業主の行動計画に関する部分でございます。

○竹林少子化対策企画室長 続きまして、八 特定事業主行動計画の部分の御説明をさせていただきます。

こちらは、政府、地方自治体が公務員を対象にした計画でございます。

今、蒔苗課長から説明のあった一般事業主行動計画の加筆修正内容を可能な限り取り込

むことを基本とした上で、公務部門の特殊性でありますとか、先月閣議決定されました国家公務員の採用昇任等基本方針といったものを踏まえて書いております。

まず、13ページから14ページにかけまして、基本的な視点に関する加筆内容ですが、これは全て一般事業主行動計画を踏まえたものであります。

男性の子育ての重要性に触れたものが13ページの一番下、14ページには、労働時間短縮対策や、非常勤職員が取り組みの対象であることを認識すると、このあたりでございます。

14～15ページにかけまして、特定事業主行動計画の計画期間、ここはより柔軟な形になるように、一定期間区切ってという形にしております。

16ページでございますが、PDCAサイクルの確立、これも一般事業主行動計画を踏まえたものでございます。

九に入りまして、具体的な行動計画の内容に関する事項でございますけれども、こちらにつきましては、先月、閣議決定されました採用昇任等基本方針の取り組み、今後、それに基づいて、各府省が策定することとされております取り組み計画の内容と整合するものとするということに触れた上で、さらに加筆をしております。

17ページのあたりは、これも一般事業主行動計画と同じ内容になるように整理をし直したものでございます。

17ページの下のエというところにつきましては、休業中の職員に対して、情報提供、能力開発を行う、こちらのほうは採用昇任等基本方針と表側を合わせたものでございます。

18ページですが、子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取り組み、こちらも一般事業主行動計画を踏まえたものであります。

同じく超過勤務の縮減ということにつきましても、これまでの労働時間短縮対策をさらに進めるということを記載しております。

19ページにまいりまして、年次休暇の取得の促進等につきましても、一般事業主行動計画を踏まえまして、目標を定めて実施することが望ましいという記述を追加しております。

また、現行にはないテレワーク等の推進につきましても、現行の一般事業主行動計画を踏まえて、記述を追加しております。

最後に、20ページになりますが、採用昇任等基本方針に従いまして、良好なワーク・ライフ・バランスの職場づくりをしたような方については、人事評価において適切に評価を行うという旨も追記しております。

以上でございます。

○古川総務課長 では、引き続きまして、子育て支援員につきまして、説明をさせていただきます。

資料4-1と4-2を用意させていただきましたけれども、時間の都合で4-2は、前回、報告をさせていただきましたので、4-1のみで説明をさせていただきます。

まず、資料4-1の一番下のところがございますけれども「『日本再興戦略』改訂2014」と書いてございます。

6月24日に閣議決定されたものでございますけれども、その中に子育て支援員の創設というものが書かれてございます。

小規模保育などの地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員（仮称）」として認定する仕組みを子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて創設すると書いてございます。

閣議決定という性格上、この程度の文言でございますけれども、我々といたしましては、できる限りその新制度がうまく活用できるように付加価値をつけるといいますか、よりよい制度にしていきたいということでもいろいろ工夫をしていきたいと考えてございます。

上に戻りますけれども、1つ目の丸ですが、新制度では保育所、幼稚園だけでなく、小規模保育等の地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、支援の担い手が必要になってくるというところでございます。

そこで、子育て支援員制度ということで、これらの分野での支援の担い手となっただけのように、必要な研修を提供し、人材を養成するということを目的でこの制度を創設するというところでございます。

省令等において、各種事業に配置されることとなっている職員に対して、研修を提供し、質の向上の図るということでございます。

したがって、※印のところでありまして、職員の配置基準の中にこの子育て支援員の方をカウントするということではございません。

1つ飛ばして3つ目ですけれども「育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう」と明記されておりますけれども、この制度をよりよいものとする、先ほど申し上げたとおりでございますので、育児経験豊かな主婦を対象に限定する趣旨ということではございません。

あらゆる地域の方に積極的に参加していただけるような仕組みにしたいと考えております。

次のページでございまして、実際にその研修をしていただくということで、その研修のカリキュラムなどを考えていただくワーキングチームを8月4日に第1回を始めさせていただきたいと思っておりますけれども、目的、構成などが書いてございまして、次のページに「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」、少しきめ細かなグループにしまして検討いただくということにしているところでございます。

以上でございます。

○長田参事官 最後に資料の紹介のみで恐縮でございますが、資料5といたしまして、6月30日に厚生労働省が公表いたしました、ベビーシッターサイト事件を受けての調査結果についての資料をお配りしております。

それから、資料6、政省令の関係でございまして、これもその後の公布状況。

1点お断りでございますが、※印のついたところはまさに本日公布されておりますので、その部分の官報条文については本日配付できてございません。

それと、保護者向け「なるほどBOOK」に引き続きまして、「施設、事業者向けのハンドブック」というものを作成して、今、発送をしておりますので、近々、都道府県等を通じまして、各事業者のお手元にもお届けできると思っております。

以上でございます。

○無藤会長 もうお時間ではあるのですが、非常に大事なことでありまして、質問、御意見を頂戴したいと思います。

もし時間の関係ですぐにということがあれば、その方を優先します。

○小室委員 済みません。ちょっと出ないといけないのですが。

○無藤会長 ではよろしくお願いたします。

○小室委員 恐縮です。済みません。

資料3ですけれども、2ページのところで、労働時間について、かなり以前よりも踏み込んだ表現になっているところが大変ありがたいなと思っております。

企業の人事部のニーズとしては、このくるみんをとるために、労働時間を見直すことが必須なのだというような社内での合意を図らないと、なかなか労働時間の見直しに社内でもゴーサインが出ないということで、くるみんのマークと労働時間のことを結びつけて、しっかり入ってくるのが大事だと思っております。

そういった意味で、以前よりも踏み込んだなと思っておりますが、なかなかもう少し数字、最低限違反がないこと程度ではなくて、もっと労働時間がこれぐらいというところまで踏み込んでいただきたかったのですが、なかなかそれは難しいということも聞いておりますので、仕方がないかなと思っておりますが、11ページの真ん中の枠のところ、この場合、目標を定めて実施することが望ましいとなっておりますが、目標を定めて実施ぐらいではちょっと書きぶりが甘いと思うのですが、もうこれは労働政策審議会でこうなっているということですので、せめて認定審査の段階で、ぜひ厳しく労働時間については見ていただきたいなと思っております。

そういった意味で、実際の審査手順であるとか、マニュアルといったことを今後もつくられると思いますので、それもぜひこの子ども・子育て会議で共有いただいて、きちんとその労働時間について、厳しく見られているのか、見るようになっていくのかというようなことも共有いただければと思いますし、ここに書き込むのが難しかったのだと思いますけれども、実際に認定をとるには労働時間のことがかなり見られるよというようなイメージが伝わるようないろいろな発信を多方面からしていただくのが大事ではないかなと思います。

それから、公務員のほうの18ページのところなのですが、事業主のほうに労働時間のことが余り厳しく書けないのは、これは経済団体とのやりとりで難しいのはわかるのですが、行政は書き込むべきではないかなと思います。

ですので、この超過勤務の上限の目安時間を超えないというように漠然なことではなくて、こちらは誰の抵抗もないわけですから、もっとみずから厳しく、書きぶりを

変えていくべきではないかなと思いますので、そこは、今後、ぜひ回答をいただきたいなと思います。

ここでちょっと出てしまいますけれども、ぜひお願いいたします。

何らかの形で書いていただければと思います。お願いします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 案の定、時間を超過するというので、子育て支援員、前回もほとんど議論する時間がなかったし、今回も既に時間が超過しているという状況なので、ちゃんと時間をとってもらえたらうれしいと思います。

なので、今日はちょっと短く言うことだけ言いたいと思います。

子育て支援員、非常にいい制度にしていきたいというのは、私は同意するのですけれども、今のままで、余りにもあんまりだろうと思っております。

例えば、この研修の検討委員についてなのですが、これは誰一人としてこの小規模保育にしる、事業所内保育にしる、この子育て支援員がかかわる現場の人が入っていない中で、研修をどう議論するのかということなのですね。

全く意味がわからないと思います。

そういうことによって、現場と乖離して研修が生み出されたらどうなるかという、現場と乖離した研修を義務づけられて、現場と乖離した研修をやり続けなければいけないという非常にシュールな状況になりますので、本当にここに関しては、ぜひ、きちんと現場のノウハウというものは入れ込めるような体制にしていきたいと思います。

なお、子育て支援員の研修内容についてですが、例えば、小規模保育にかかわる保育者がファミサポの人と同じというわけではないのです。

ファミサポの人は、善意のマッチングで2時間お預かりするという人ですし、小規模保育は、11時間週5あるいは週6でお預かりするという小さな保育所ですから、その内容が同じであっていいはずがないわけなのですけれども、それが一緒だったりということで、非常に内容も粗過ぎるという状況です。

このまま、本当に制度が施行されたら、恐怖そのものですので、ぜひしっかり議論する場所をとっていただきたいと思います。

時間がないので、いろいろありますけれども、資料を出していますので、それを御参考にいただければと思います。お願いします。

○無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○水嶋代理人 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

私ももっと詳しい説明が聞けると思っていたのですが、時間がなかったから仕方がないのですけれども、家庭的保育は低年齢を対象とする、少人数の規模の保育なので、やはり子

どもにとってはどの方も先生になります。だから、影響力が大きいので、やはりそこが曖昧なことにならないようにととても心配しています。

今、家庭的保育では、補助者でさえも、国のガイドラインに定められた基礎研修を受講して補助者になっていただいています。今度は支援員の研修を受けただけで補助者になれるようになってしまって、研修がおろそかにならないことを強く言いたいです。既存の制度が新しい制度によって、正当な理由なく、研修の内容が変更されることが絶対にないようお願いしたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 次世代法についてです。

課長もおっしゃっていたように、くるみんの周知が図れていないという発言があったと思いますが、その上でプラチナくるみんをつくるということですので、それを果たしてどこまで浸透できるのかということ、やはり企業への周知だけではなく、労働者、あとは学生に対して周知を図っていただきたいということ。

あとは「男性の子育て」について明記されたということは非常に評価できるポイントだと思います。

非正規についても同様です。企業がやはりどう考えていくかというきっかけになればと思います。

あと最後に、女性の労働者ということで、9ページに書いてありますが、これはポジティブアクションということで、女性ということで限定しております。ただ、例えば、1とか3については、まさしく男性の労働者にも同様のことは必要ではないかと思っておりますので、例えば、男性の労働者に対しても同様に取り組みを講じることを推奨するだとか、そういうある意味文言をつけていただけるといいのではないかなと思いました。

○無藤会長 ありがとうございます。

ほかに、お願いします。

○杉本代理人 高知県です。ありがとうございます。

時間もないと思いますので、要約して申し上げたいと思うのですが、指針に基づきまして策定をされる行動計画の実効性を高めるという観点から申し上げたいと思います。

1つ目は前回も申し上げたのですが、少子化対策の視野を広げるという意味では、企業の参画を促すことは大変重要だろうと考えております。

そういう意味で、指針が実態に合うように見直されたということを大変評価をしておりますけれども、一方で、経営環境が大変厳しい中小企業を含めまして、多くの企業が実際に計画を作って、その目標を達成していくこと、これを進めるためには、インセンティブとなります思い切った税制優遇措置、こういったものの検討が必要ではないかと考えております。

それからもう一点は、去る7月15日に全国知事会議におきまして、少子化非常事態宣言というものを全会一致で決議をいたしております。

我が国の将来に向けて、少子化問題への強い危機感を発信するというような趣旨のものですけれども、併せて若者が地域に止まることができるような雇用の場の創出、それから子育てを世代を超えて支え合う仕組みとして子育て世代への自発的な資産移転を促すための税制改正など、具体的な事項を盛り込みました政策提言を取りまとめておりますので、今後、各省庁へ提案をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしましても、実効性の高い対策を分厚く講じていくことで、策定した計画をしっかりと進めていくことが極めて重要だろうと思ひますので、今後の予算編成、税制改正の議論に向けて、各省庁において積極的な対応をお願ひしたいと思ひます。

この部分につきましては、先ほど渡邊委員あるいは清原委員からも同趣旨の御発言があったのですが、全国知事会の立場からも強く要請をしておきたいと思ひます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

奥山委員、お願ひします。

○奥山委員 一言だけ。2点ほどです。

1つは、事業主の行動計画のほうなのですが、2ページのところに男性が子育てを積極的に行うことということで、今まで男性の育児参加とか参画という言葉だったのが、このように積極的な表現になったことをとても評価したいと思ひます。

多分、ほかの文面にもこういうところがたくさんあったと思ひますので、徐々に変更していただけるとうれしいと思ひます。

もう一つは、先ほど御意見がありました子育て支援員についてなのですが、特に利用者支援事業につきましては、このたび、新しく13事業に位置づけられたものですし、ここは専任の職員研修ということで、また少し性格が違ふのかなとも思ひております。

こういったところも含めまして、研修のあり方を、今後、きっちり詰めていければと思ひます。

どうぞよろしくお願ひします。

○無藤会長 ありがとうございます。

一通りよろしいでしょうか。

大きく2つのことなのですが、1つは行動計画作成指針なのですが、幾つか御意見を頂戴してありがとうございました。

それらの意見、私の判断では、根本的な問題にかかわるというよりは、調整的な部分だろうと思ひますので、皆様方から頂戴した意見の取り扱いにつきまして、私及び佐藤会長代理に御一任いただくということでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。



よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○無藤会長 ありがとうございます。

もう一つですけれども、子育て支援員のことについては、幾つか御意見を頂戴したので、事務局から何かございますか。

○古川総務課長 各委員から御指摘をいただきましたところのお考えにつきましては、十分私どもとしてもよりよいものにするという意味で理解できるところでございます。

例えば、現場の意見をもっと聞くべきだという駒崎委員の御指摘もございましたので、8月4日から始めさせていただきますけれども、そこで例えば現場の方に来ていただいて、現場のお声を生かしていただくということなども検討したいと、皆様に御納得いただけるような制度にしていきたいと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

ということで、現場の意見を反映させるとともに、質の高い研修制度にぜひ御議論いただきたいと思えます。

この研修制度につきましては、今後、検討状況について、適宜御報告いただく機会を設けたいと思えます。

よろしく願いいたします。

ということで、今日時間が過ぎて申しわけございませんでしたけれども、一通り終わりました。

それでは、次回の日程につきまして、事務局をお願いいたします。

○長田参事官 本日も長時間にわたりありがとうございます。

本日の説明で、十分尽くしていないあるいは回答が不十分だった点などにつきましては、次回以降の会議での御報告なり、資料提供というような形で対応させていただければと思っておりますので、御了承いただければと思えます。

次回の日程でございますが、9月17日14時からということで予定をしておりますが、まだちょっと議題との関連で時間の枠につきましては、改めて御相談をさせていただければと思えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、第17回子ども・子育て会議、第21回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議をこれで終了させていただきます。

お疲れさまでした。

～ 以上 ～